

彩の国さいたま

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'94/7

JULY.15.FRI No. 61



日本名水100選 “日本水” 湧水の地「日本の里」(寄居町)

建産連の

SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

たばこの害を考える

清水 茂 三

のどかに紫煙のたつ光景は最近少なくなっている。たばこが健康に害になるというので自発的にやめた人も多いただろうが、他人のたばこの煙を長時間吸いこむことにより非喫煙者まで健康を害する「受動喫煙」の研究データが発表されてから禁煙、分煙の動きが活発になったからにはほかならない。

しかし、公共施設や病院、駅構内などの一部で禁煙化が進んでいるものの欧米諸国とくらべると日本のたばこ問題への対処はまだまだ遅れているといえる。

とりわけ職場における禁煙、分煙化の遅れは深刻でもうもうとたばこの煙がたちこめる部屋で仕事をする非喫煙者は、まさに「命を削る思い」で毎日をすごしていると思う。

このような対応策に職場では、喫煙者を隔離した部屋で喫煙させたり、報奨金を出してたばこをやめさせているケースもあるという。いずれにしても喫煙者は窮地に追いこまれているのは事実である。私も生来たばこを口にしたことはないが、職場内でも社員が積極的に禁煙に協力している。

たばこを吸う人のモラルやマナーそして喫煙によっておこる健康障害に関しては、今まで何度もテレビや雑誌でとりあげられてきたが、たばこの製造や販売を認可する国やたばこ会社の責任は一体どうなるのだろうか。

何年か前にこの問題に関して、東京弁護士会のみなさんが、東京芸術座のプロの俳優さんの協力を得て「たばこホロコースト市民法廷劇」というたばこ告発模擬裁判が開かれたことがある。

国のたばこ会社の責任を追求する舞台には本物の弁護士や医師が検察官や証人として登場し、裁判官役も全員が東京弁護士会のみなさんというかぎりなく本物の裁判に近い設定だったという。

スライドを用意しながら喫煙がからだをむしばみ、がんをはじめとするさまざまな病気を誘発する事実が医師によって報告されていく。

対する国とたばこ会社は「喫煙とがんの発生に医学的な因果関係は立証されていない」という。何十年も使ってきた迷言で応戦するものつぎつぎと証言はつききずされていき窮地に追いこまれる。

最終的には、国とたばこ会社に有罪判決が下された。これが模擬裁判でなく本物の裁判であってほしいと思うが、国とたばこ会社が非喫煙者を煙にまくようなことだけはしないでほしい。

(筆者・埼玉県建設業健康保険組合理事長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

掲げた“日本水”湧水の地「日本の里」は、この名水を源流とする風布川流域の総称で、寄居町のシンボリック的存在である。この日本水は、日本名水100選の中でも湧水の清冽かつ豊富なことで全国にその名を知られている。

(写真提供・寄居町)

◆巻頭言	1
◆平成6年度(第15回)通常総会	3
付・事業計画の骨子及び改選役員名簿	
◆建設産業従事者(技術・技能者)動態調査の結果	9
◆特集・行政情報	
(1) 建設業法の一部を改正する法律案の概要	15
(2) 不正行為に対する監督処分の基準	16
◆シリーズ特集・「21世紀を展望した街づくり」その57……寄居町	19
◆会員団体別平成6年度事業計画	21
◆事業報告	
(1) 施設見学会の実施	28
◆理事会・委員会報告	30
◆特集(連載寄稿) 世界の遺跡見てある記(4)	
春秋戦国・三国時代の舞台を巡って……杉江啓二	32
◆告知板	
(1) 公共事業労務費調査(H5.10)結果	37
(2) 生涯能力開発給付金制度について	38
(3) 中小企業時短促進特別奨励会制度について	40
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪(1) 秩父札所めぐり その2	41
◆建産連だより	
会員団体の動静	43
◆連合会日誌	46
◆会員団体名簿	表3
●(財)建設物価調査会案内広告	(18)

平成6年度（第15回）通常総会—— 新事業計画等を可決して閉幕

——役員改選、会長に斎藤現会長を再選——

6月6日午後2時から建産連会館センター2階第1会議室において平成6年度の通常総会を開催し、①平成5年度事業報告並びに一般及び特別両会計の収支決算、②平成6年度事業計画並びに一般及び特別両会計の収支予算の各案件を上程、いずれも原案のとおり可決承認のあと、任期満了に伴う全役員
の改選を行い、理事38名、監事3名、評議員27名を選出したうえ、理事の互選により会長に斎藤現会長を再選、副会長5名のうち島村、安藤、松本、星野の4氏が留任、新たに埼玉県電業協会々長に就任の町田氏を選任、さらに専務理事に立石氏、常務理事に金井氏の両氏の留任を決め執行体制を固め新発足した。



議事経過の概要

総会は、定刻立石専務理事の司会で開会、安藤副会長による開会の辞に続いて立った斎藤会長は、今次総会も数えて15回目に当たる、この間、紆余曲節もあったが今日会員31団体を数えるまでに成長、それなりに建産連に期待される面も大きくなった。本席は平成6年度事業計画や収支予算案について審議を願うほか、全役員の改選も控えていることから何分の協力をお願いしたいと挨拶して議事に入った。

はじめ議事録署名人に坂本、高岡両理事を指名し議題順に従って順次上程、議事を進めた。

第1号議案・平成5年度事業報告承認の件、第2号議案・平成5年度一般会計収支決算承認の件、第3号議案・平成5年度特別会計収支決算承認の件を一括上程、事務局に説明を求めた。

説明に立った金井常務理事は、まず事業報告においては委員会活動を中心に調査研究事業に係る研修、講演会の実施状況、経営合理化事業に係る一般講習会、研修会等の実施状況、機関誌の発行、関係機関等への要望等の情報活動、継続実施の小中学校児童、生徒を対象にしたポスター・絵画コンクール、並びにカレンダー作成、配布等の啓発宣伝事業などの実施状況を逐一報告。続いて一般会計及び特別会計並びに一連の財務報告を合わせ行ったあと監事の監査報告を受けた。以上の説明について議長は質疑を求めたが特に疑義発言はなく、採決を諮った、結果、原案のとおり承認することに決した。

次いで、第4号議案・平成6年度事業計画、第5号議案・平成6年度一般会計収支予算案、第6号議案・平成6年度特別会計収支予算の各案件を一括上程、同じく金井常務理事が各案件ごとに内容説明を行った。議長採決の結果、別項所載の事業計画並びに各収支予算（一般会計1億2,049万1千円、特別会計2,753万9千円）をいずれも原案のとおり可決、承認することに決した。

続いて、第7号議案・役員の改選を上程、今回の改選は全役員任期満了に伴うもので、予め

会員団体より推薦の候補者名簿を提示、その同意に基づきそれぞれ就任を決めたいと、理事の互選により同じく別掲のとおり正・副会長、専務理事、常務理事を選出、その同意を求めてその就任を決めた。

以上をもって全議案を議了、最後に松本副会長の閉会の辞をもって議場を閉じた。

若干休憩の後、席を同センター3階大ホールに移し、土屋知事をはじめ各界来賓を迎えて懇親パーティーを開いた。

知事、議長らの激励を受く

懇親会には、土屋知事、栗原県議会議長の両者をはじめ県関係部局の幹部、県公社等関係機関の首脳のほか中央から建設業振興基金、建退共及び全国建産連の関係者、関係金融機関の各代表ら多数の来賓を迎えた。

冒頭挨拶に立った斎藤会長は、まず平成6年度通常総会がとどこおりなく終了した旨報告と同時に役員の改選を行い、重ねて会長の職を汚すことになった旨告げたいと、各界の指導、支援を仰ぎつつその職を全うしたいと決意表明を行ったあと、当面の問題等に触れ、現下の政局の混迷が国民生活なにかんづく経済活動に及ぼすことを訴え、一日も早く年度予算の成立とその執行の促進が望まれるとする一方、建設産業界においては一連の不祥事による社会的不信感を除去、社会のニーズに応えるという本来の使命に徹し最善の努力を払うとともに、ダンピング等無用の競争を排除、適正な施工の確保に向け努力することによって社会的期待に応えていく——と所信を述べた。

続いて来賓の祝辞を受けた。

はじめ立った土屋知事は、当建産連が設立以来着実に地歩を固め本来の使命を果しつつあるとして業績を評価、また、知事就任当初から綱紀粛正を強く求めたが、建産連はいち早く対応姿勢を示したことに満足、今後共一層の努力を望むとした。

さらに知事は、今の政局殊に国会運営に強い不快感を示し、特に年度予算成立の遅れを厳し

くなじり、地方自治体がこれによっていかに迷惑を受けたかを訴え、本県としては民生の安定に最善を尽くすべく厳しい財政事情の中総額2兆円を超す平成6年度予算を編成、特に公共事業においては県単独事業費を大幅に増額、しかも上半期79%をメドに執行の促進を図ることとした。

また、県政推進に当たっては、豊かで住みよい郷土“彩の国”埼玉の建設を掲げ、92市町村と相携え一丸となって行政を進めると抱負を述べ、さらにその推進に当たっては、地元業界、地場産業を優先その育成、発展に尽力すること等を約束、一方業界に対しては企業倫理の確立をより確かなものとし、技術の向上と経営の合理化に向け一層の精進することが求められた。

続いて立った栗原県議会議長は、バブル経済崩壊により設備投資に伴う建設需要が低迷する中、公共事業を支えとする景気対策の大きな担い手である建設産業に多く期待するとしながらも、相次ぐ不祥事が社会的信頼失墜でマイナスに作用、イメージダウンにつながったことはまことに残念として、企業倫理の確立にさらなる努力を要請のあと、県政に対する県議会としての考えを次のごとく述べた。

「県議会の役割を堅持しながら、常に県民の立場に立って県政を支え、知事（行政）とは車の両輪として行動を共にしつつ、その活力（執行）を確認していく。先に策定した埼玉県5箇年計画は、豊かな彩の国づくりの指標として内容を一新、施策には多くの県民の声を反映したもので21世紀へ向けその実現に取り組むことになっている。特に本計画の推進に当たって県議会としては、県内産業、県内企業が参加しやすい環境づくりを行うことを付帯事項として執行部局に求めている」ことなどを明らかにした。

最後に議長は、県政推進の大きな支え手である建設産業に対し、「県外大手に負けぬ技術、能力を持つ努力を」と激励の言葉で結んだ。

続いて司会より来賓の紹介、乾杯の音歌を池上県住宅都市部長に願い、一同唱和杯を傾けて



▲土屋知事
祝辞に立つ

▼栗原県議会議長



開宴、相互歓談、交歓時に及び最後に沢田県土木部次長の手締めをもって盛会裡にその幕を閉じた。(文責、W)



平成6年度事業計画の骨子

当連合会は、会員団体相互の連携、協調体制をより強固なものとし、また、関係諸機関の協力等を得て、次に掲げる事業を積極的に実施するものとする。

1 調査研究事業

継続事業として、建設産業に関連する県内学校を対象として「就職（進学）希望等に関する意識調査を実施するとともに構造改善事業の推進をはかるため各種調査研究を行う。

2 研修事業

- (1) 会員団体構成員の知識向上に役立てるため、一般教養、政治、経済等の各分野における著明な講師を招き、講演会、研修会を開催する。
- (2) 会員団体構成員の資質の向上等に資するため、文化施設、先端企業等の視察、見学を行う。

3 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」や「第二次構造改善推進プログラム」の趣旨に則り、諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の活発な活動を支援するため、庶務事務を積極的に実施する。
- (2) 埼玉県が主導する構造改善推進協議会の事業に積極的に参画する。
- (3) 会員団体構成員の知識、技能の向上に資するため関係団体等との共催により経営講習会、研修会を開催する。

4 情報の収集・提供

- (1) 国、地方公共団体の行政施策、公共事業予算、建設産業界の動き、その他経営、労務等に関する情報を収集し、適時に会員団体に提供する。
- (2) 機関紙「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有利な情報を会員団体、その他関係機関等に提供する。

5 建議、陳情等の活動

社会資本整備の促進、建設産業の振興、その他建設産業に係る諸問題の解決等を図るため、必要に応じて随時、国及び地方公共団体、その他関係機関に対して建議、陳情等を行う。

6 連絡調整事業

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するため、会員団体主催行事への参加をはじめ、必要に応じて団体相互間に関連する事業について、連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体、その他関係機関との連絡を密にし、必要に応じて、相互に関連する事業について連絡会議等を開催する。
- (3) 会員団体相互及び関係機関関係者との親交を深めるため、新年の年初めに賀詞交換会を開催す

る。

7 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性等を広くアピールするとともに国づくりまちづくり産業キャンペーン事業として、前年度と同様、県内の公立小・中学校の児童・生徒を対象に「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 埼玉の建設産業のPR等を図るため、平成7年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。
- (3) 埼玉の建設産業のPRのため、新聞等による広報を行う。

8 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の維持管理を適切に行うとともに、管理費の節減に努め、会議室等の効率的な利用を図る。
- (2) 会館等利用者の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練及び防災思想の啓蒙を行う。

9 全国建産連事業との協調

(社)全国建産連の事業活動に参画し、全国的課題の達成等に協力する。

役員名簿 (1)

(平成6年6月6日改選)

会長	齋藤 裕		
副会長	島村 治作	安藤 晃	
	松本 孔志	星野 謹吾	
	町田 迪		
専務理事	立石 照三		
常務理事	金井 好男		

役員名簿 (2)

(平成6年6月6日改選)

構成団体名	理事	監事	評議員
(社) 埼玉県建設業協会	島村 治作 神戸 清二 首藤 淳	・齋藤 康人	永塚 和也
(社) 埼玉県電業協会	町田 迪 吉村 克昌		・長井 邦男
(社) 埼玉県造園業協会	松本 孔志	小林 文武	関根 貞次
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	菊池平三郎		
埼玉県鉄構業協同組合	渡辺 健市		坂井 暹
埼玉県電気工事工業組合	大曾根正男		・小沢 浩二
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	今泉 康次		細井五士男
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	山田 光起		・菅谷 和雄
埼玉県建設大工工事業協会	目黒 有		・杉田征一郎
(社) 埼玉建築士会	坂本 勤 柴山 諄一	飯島 昭一	小林 敏浩
(社) 埼玉県建築士事務所協会	岩堀徳太郎		・滝澤源二郎
(社) 埼玉建築設計監理協会	高岡 敏夫		片淵 重幸
(社) 埼玉県測量設計業協会	・岡田 道雄		・遠藤 修一
(社) 埼玉県宅地建物取引業協会	星野 謹吾 中田 高元		大山 英雄
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	清水 茂三		・荒川 春郎
埼玉県道路舗装協会	松本喜八郎		・安原 弘修
埼玉県コンクリート製品協同組合	日下 銹二		山田 欣一
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	松野 俊弘		西村 昭彦
埼玉県砂利協同組合連合会	小林 勘市		・荻野 太治
埼玉県下水道施設維持管理協会	沢田 広		矢沢 研二
埼玉県環境安全施設協会	・清水 義夫		・堀口 頼重
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	安藤 晃		
埼玉県内装仕上工事業協同組合	石田 信向		黒川 勇
埼玉県総合建設業協同組合	松江 果		関口 雅之
埼玉県建設業健康保険組合	清水 茂三		
埼玉県建設業厚生年金基金	斎藤 裕		
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	横田 充穂		・小山 伸次
埼玉県地質調査業協会	田貝 博		・泉 和郎
埼玉県生コンクリート工業組合	田中 瑞穂		・若林 伸行
埼玉県設備設計事務所協会	・渡辺健治郎		・服部 幸二
埼玉アスファルト合材協会	・中島三枝司		・関根 健二
〔(社) 埼玉県建設産業団体連合会〕	立石 照三 金井 好男		

・印は(平成5年度総会以降) 新任者

建設産業従事者（技術・技能者）動態調査結果

建設省平成6年度学卒者採用計画調査に拠る

標記の調査は、毎年度建設省が当該年度における建設業界（主要職種の専門工事業を含む）の新規学卒者採用計画、前年度新規学卒者採用実績等を把握し、建設業の構造改善、若年労働者確保対策等に資する基礎資料とすることを目的に実施するものであって、特に今回の調査には若年技術者、技能者の定着状況等についても併行して実施されたことから本誌ではこの点に注目。退職事由、定着率の悪いといわれる要因及び必要な対策を探ると同時に、昨今の女性の職場進出にもスポットを当ててみることにした。（W）

調査の基本フレームは、調査対象を全国におき、資本金1億円以上のゼネコン642社、主要職種専門工事業者（大工、左官、とび・土工・コンクリート、タイル・煉瓦・ブロック、鉄筋、塗装、内装仕上、管、電気）のうち比較的大手・中堅クラス1,358社を抽出、設問①平成6年度新学卒者採用計画②平成5年度同計画と採用実績③人材採用計画の有無及び実施している対策④資本金⑤完成工事高等⑥若年労働者の定着状況等をもって行い、調査期間は平成5年8月～9月にかけて25日間とし、有効回収率は63.1%、なお、回答企業の地域（建設局ブロック）別分布は、北海道6.7%、東北9.8%、関東33.4%、北陸7.1%、中部11.3%、近畿14.7%、中国6.0%、四国2.6%、九州8.3%である。

業種の分類

本調査では、細分化された各業種をまとめて表現しようとする場合、次の方法を採用した。

総合工事業と専門工事業に大別

総合工事業については、完成工事高に占める土木・建築比率に基づき、一般土木建築、土木、建築の3業種に分類した。

専門工事業については、職別工事業と設備工

事業に分け、さらに職別工事業を大工、左官、とび・土工・コンクリート、タイル・煉瓦・ブロック、鉄筋、塗装、内装仕上に細分類、設備工事業を管と電気に細分類した。

調査結果

(1) 採用計画・実績の状況

平成6年度に新卒者の採用計画を持つ企業の割合は全体の75.3%であり、平成5年度の75.6%に比べてわずかながら減少している。

業種別では、総合工事業及び設備工事業は80%前後の高い採用計画企業率であるが、とび・土工・コンクリートは50%以下と低い採用計画率となっている。一方、平成5年度の採用実績についてみると、実際に採用できた企業の割合は61.4%、計画はあったが採用できなかった企業の割合は、塗装で39.1%と高い水準になっているが、昨年度に比較すると職別工事業を中心にかなり改善がみられる。

業種別にみると平成6年度の採用計画の有無及び平成5年度の新卒者採用の実績は

平成5年度の新卒者採用の有無



平成6年度の採用計画の有無



平成6年度の1社当たり採用計画人員数

単位：人、()内は%

	事務営業	技術者	技能者	計(前年比)	備 考	
全 体 (前年比)	3.66 (67.7)	11.25 (83.1)	2.57 (98.8)	17.48 (81.2)	事務営業、大卒、高卒を中心に採用予定が大幅減。	
業 種	一般土木建築	5.57	19.95	1.27	26.79 (74.3)	大卒中心に各職種大幅減。
	土 木	3.02	13.60	1.11	17.73 (99.2)	大卒技術者の採用増加。
	建 築	7.16	14.57	1.11	22.84 (80.9)	技術者を中心に減少。
	大 工	0.36	2.25	6.20	8.80 (106.9)	高卒技能者中心の採用計画。
	左 官	0.36	0.69	7.21	8.26 (93.7)	中卒の技能者が計画減。
	とび・土工・コンクリート	1.50	4.72	5.64	11.86 (105.3)	高卒技能者中心に計画増。
	タイル・れんが・ブロック	2.58	1.29	3.37	7.24 (80.9)	事務営業大幅減。
	鉄 筋	0.51	1.69	9.09	11.29 (81.3)	技能者増加。大卒採用開始。
	塗 装	0.95	2.32	4.14	7.41 (130.2)	高卒採用減。大卒に意欲。
	内装仕上	2.58	2.00	2.77	7.35 (98.7)	専門卒の採用増加。
設 備	2.49	11.49	1.38	15.37 (72.2)	全職種で採用大幅減。	

*1) 大都市…本社所在地が東京都、大阪府、愛知県の企業。地方はその他の道府県。

「別表」のとおりである。また、平成6年度の1社あたり採用計画人員数も「別表」のとおりである。

昨年度調査結果では採用意欲が高かった職別工事業でも、軒並みに前年比マイナスに転じており、計画増となっているのは、資本金1億円未満の層と大工、とび・土工・コンクリート、塗装のみであった。

地域別にみると、大都市では採用の中心である大卒の計画減が大きいのに対し、地方では全体的に計画人数は減っているものの「大卒据置き、高卒減」の傾向にある。また、前年比では大都市で21.5%減、地方では13.0%減となっている。

業種別にみると、大企業の多い総合工事業では採用計画が大きく縮小されており（土木は微減）、大工、とび・土工・コンクリートを除く職別工事業及び設備工事業でも前年を下回る採用計画となっている。おおむねどの業種でも技能者を中心として10人前後の採用計画を持っているが、採用の中心は高卒である。これらのうち、大工、左官、鉄筋の3業種で技能者の構成比が特に高い。

学歴別では、大卒中心に採用を行っていた大手企業が採用計画を大幅に絞ったため、大卒者の採用計画人員数が大幅に減少している。また、それ以外の層も例外ではなく、中卒がわずかにプラスしているほかはすべて前年比マイナスとなっている。

(2) 採用充足率

採用計画は予定人員ベースで前年度を下回るものとなっているが（平成5年度時）、実際の採用がこのとおりにいくとは限らない。そこで、平成元年度から5年度までの採用充足率はどうかをみとみる。6年度はどういう結果になるか分からない要素は勿論あるが、表でみる限り予測には役立つと考え「別表」に表示してみた。

平成5年度の充足率を平成4年度に比較

してみると、ほとんどの分野において採用実績が飛躍的に向上し、過去最高の充足率を記録している。景気の落ち込みによる就職の「買手市場」化が大きく影響していると考えられる。

(3) 若年技術者・技能者の定着率等

全業種を対象に平成2～4年の過去3カ年間の退職者数を入職者数を分母にその平均値を最終学歴でみると、まず、新卒者の部では大学理工科系が9.9%、文科系11.9%、短大、高専、各種学校17.0%、次いで高卒の工業科24.7%、普通科等24.8%、中卒は48.8%となっている。

職業訓練高卒は33.7%、転職者（中途採用者）の場合24.2%、その他29.3%であってその平均値は20.0%である。

以上の実態を退職者数でみてみると、当然のことながら入職者数の多い総合工事業で平均人数が高くなっているが、退職率でみると職別工事業の方が高い。特に、左官と鉄筋では4割を超える退職率となっている。

また、職別工事業では入職の中心となっている層の退職率が高いという特徴がみられ、例えば、左官では中卒の入職が6.29人と最も多くなっているが、退職率も54.5%と高く、鉄筋でも最も入職の多い転職者（7.93人）の退職率が59.5%と最も高くなっている。

同じような傾向は大工、とび・土工・コンクリートなどでもみられ、これらの業種では入職の中心となっている層の定着率が低いという苦しい状況がうかがえる。

主な退職事由

退職者の主な退職事由としては、別表に示すとおり、「仕事が自分に合わない」が最も多く54.7%、次いで「人間関係がうまくいかない」（29.4%）、「休日、休暇が少ない」（18.1%）などとなっている。

中でも、企業規模が大きくなるほど「仕

事が自分に合わない」「休日、休暇が少ない」「労働時間が長い」をあげる割合が高くなっている。また、業種別では鉄筋と大工で「汚れ仕事が多い」が他に比べ若干高めとなっている。

(4) 若年技術者・技能者の確保の状況

全体で最も多かったのは、「人数はある程度確保できるが、優秀な人が確保できない」の39.2%で、次いで「人数が確保できない」の19.7%となっており、「現在の状況で十分である」は2割にも満たない。新卒者の採用状況は以前に比べかなり好転しているという結果がでていますが、若年技術者・技能者の不足は依然として深刻であるといえよう。

資本金規模別でみると、企業規模が大きくなるにつれて「現在の状況で十分である」の割合が高くなっているが、最大手となる資本金50億円以上の層を除けば「人数はある程度確保できるが、優秀な人が確保できない」の割合もつれて高くなっており、かなりの大企業であっても人手不足とともに人材不足に苦慮していることがうかがえ知れる。

業種別では、「別表」で示すとおり総合工事業の土木と職別工事業の大工と鉄筋で「現在の状況で十分である」の数字が極めて低くなっているのに注目される。

(5) 定着率が悪いと言われる要因

定着率が低い要因としては、「別表」に示すとおり「休日休暇が少ない」が61.2%と最も多く、「建設業界全体のイメージが悪い」の59.2%がこれに続いており、「労働時間が長い」(42.4%)、「賃金水準が低い」(24.7%)、「危険作業、事故が多い」(20.4%)などと続いている。

規模別でみると、規模の大きい層では「休日(休暇)が少ない」を、小さい層では「建設業全体のイメージが悪い」をあげる割合が高い。また、それ以外でも「労働

時間が長い」や「山間僻地、夜間作業など重労働が多い」は大規模層で高く、逆に「賃金水準が低い」や「危険作業、事故が多い」は小規模層で高いというはっきりとした傾向がみられる。

業種別では、「賃金水準が低い」が鉄筋と左官で、「危険作業、事故が多い」も同じく鉄筋と大工にみられ、「雇用形態があいまい」では大工、タイル・煉瓦・ブロック及び左官で、それぞれ他に比べて若干高めとなっている。

(6) 定着率の向上に必要な対策

定着率の問題調査の結果として、全体の約半数の企業が「困難である」との見通しをしており、「心配していない」とする企業はわずか2.9%であったことを踏まえ、今後、若年技術者・技能者の定着率向上を図るために必要な対策としてあげているなかで、「週休2日制の導入・拡大等労働時間短縮に努める」が77.5%と最も多くなっている。以下、「企業イメージアップを図る」(48.2%)、「夏休み、年末年始、竣工時等の長期休暇を充実させる」(43.9%)などがこれに続いている。

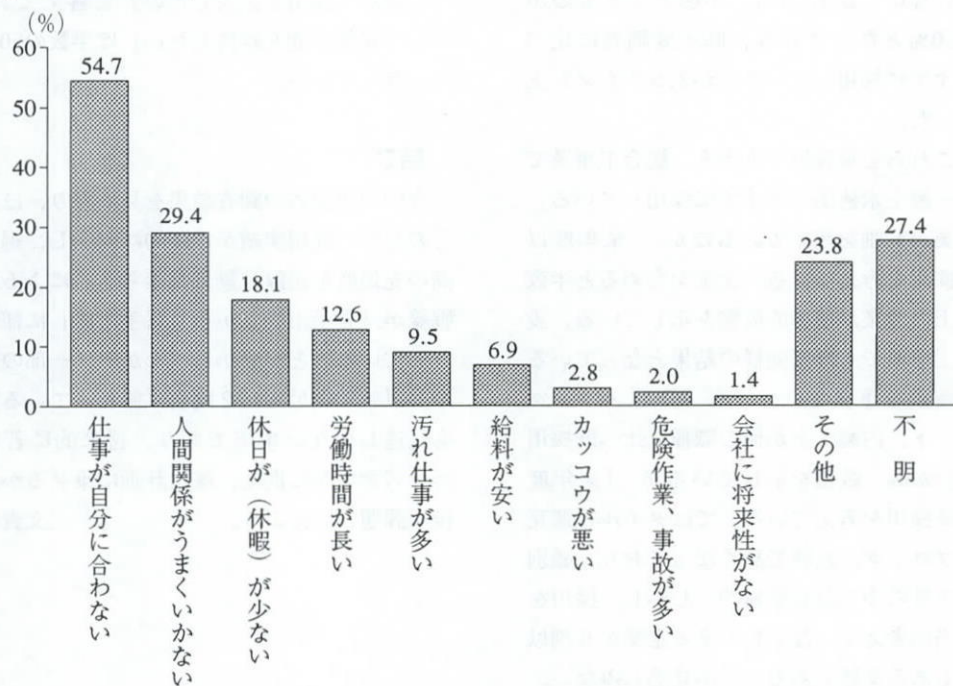
その他「福利厚生施設を整備する」「企業内教育訓練制度・施設を整備する」などが大型企業にみられる。一方、小規模企業では「給与水準を高く設定する」「年金、退職金制度を整備する」「技能者への月給制の導入を進める」などが高く、直接的な金銭面の対策で定着率を高めようとする意向が現れている。

女性技術者・技能者の活用

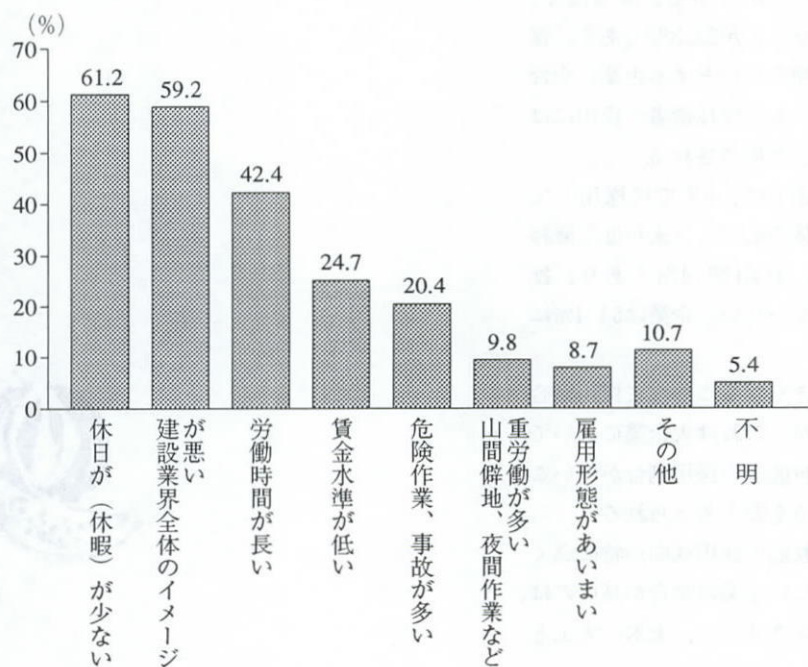
女性技術者・技能者の採用状況について、①すでに採用している②平成6年度以降採用を考えている③当面採用は考えていないの3点を設問、その回答を求めた。その結果、

- (1) 女性技術者の面では、「すでに採用している」が全体の28.9%、「平成6年度以降

主な退職事由



定着率が悪いと言われる要因



採用を考えている」が11.4%、「当面考えていない」が47.0%、不明とするものが12.0%となっており、昨年度調査に比べ「すでに採用している」が2.5ポイント上回った。

これらを業種別でみると、総合工事業では一般土木建築で「すでに採用している」企業が6割を超えているほか、「来年度以降採用を考えている」企業を含めると半数以上の企業が積極的姿勢を示している。設備工事業でもほぼ同様の結果となっている。

職別工事業では、とび・土工・コンクリート、内装仕上が他の職種に比べ既採用割合が高い数値を示しているが、「来年度以降採用を考えている」ではタイル・煉瓦・ブロック、鉄筋で高くなっており、職別工事業の中で最も積極的。しかし、採用を「当面考えていない」とする企業が6割以上もある業種もあることが見逃し得ない。

次に「すでに採用している」企業に対して今後の採用予定を問うたところ、「現状程度を維持したい」が57.5%と最も高く、「採用を拡大したい」が23.3%である。採用を縮小または控えたいとする企業は少なく、将来的にみても女性技術者の採用には前向きであることが推察される。

- (2) 女性技能者の面では、「すでに採用している」企業は全体の8.4%、「来年度以降採用を考えている」企業は8.4%であり、採用を「当面考えていない」企業は54.4%にのぼっている。

企業規模が大きくなるにつれて採用割合が減少しているが、これは大企業においては女性に限らず技能者の採用割合が低いことに起因しているものと考えられる。

業種別では、鉄筋で採用意向が特に高く、逆に採用していない企業の割合が高いのは、とび・土工・コンクリート、土木、大工となっている。

女性技術者の場合と同様、既採用企業に

今後の採用予定を問うた結果、42.5%の企業が「採用を拡大したい」と答えており、「現状程度を維持したい」は半数の50%となっている。

結び

今回の建設省の調査結果を見る限り、ほとんどの分野で採用実績が飛躍的に向上し、過去最高の充足度を記録、景気の落ち込みによる就職戦線が「売手市場」から「買手市場」に様変わりしていることが分かる。しかし、一部の大手企業以外は充足率が2割台に終わっている実態も見逃し得ない事実であり、将来的に若者のニーズをいかに捉え、採用計画に乗せるかが今後の課題といえよう。

(文責W)



建設業法の一部を改正する法律案の概要

21世紀を目前に控え、住宅・社会資本の整備に対する国民的ニーズは多様化、高度化しており、その担い手である建設業の責務は益々重大となっている。一方、過般来公共工事をめぐる一連の不祥事に端を発し、公共工事の入札・契約制度の改革が進められようとしている。建設省としては、こうした情勢を背景に昨年12月に続いて本年3月中央建設業審議会より建設業法の具体的な改善方策が建議として提起されたことを踏まえ、建設業法を改正して不良不適格業者の排除を徹底するとともに、建設工事とりわけ公共工事の適正な施工を確保することが必要であるという見地に立脚、一部制度の見直しを含む抜本改革に踏み切った。なお、改正法案は今国会に上程、その成立を期することが伝わっている。

改正の概要

(1) 建設業の許可要件の強化

- ① 許可の取消しを受けた建設業者等の欠格期間2年（特定建設業にあっては3年）を5年に延長する。
- ② 欠格事由となる刑罰を一年以上の懲役又は禁錮の刑から禁錮以上の刑とする。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反や刑法等の一定の罪を犯し、罰金の刑に処せられたことを欠格事由とする。

(2) 経営事項審査制度の改善

- ① 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の経営事項審査を受けなければならないものとする。
- ② 建設大臣又は都道府県知事は、①の建設工場の発注者が請求をしたときは、当該発注者に対して、経営事項審査の結果を通知しなければならないものとする。
- ③ 経営事項審査申請書への虚偽記載等について罰則を設ける。

(3) 建設工事の適正な施工の確保及び請負契約の適正化

- ① 特定建設業者は、発注者から直接一定

の建設工事を請け負った場合においては、建設工事の適正な施工を確保するため、下請負人の称号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならないものとする。

また、当該建設工事における各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見易い場所に掲げなければならないものとする。

- ② 公共性のある工作物に関する重要な工事で、国、地方公共団体等が発注者であるものについては、工事現場ごとに専任で設置する監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから選任しなければならないものとする。
- ③ 主任技術者及び監理技術者の職務を明確化する。
- ④ 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工

事の見積書を提示しなければならないものとする。

- ⑤ 建設業者は、営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え、保存しなければならないものとする。

(4) 監督の強化

- ① 都道府県知事は、建設大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者の当該都道府県の区域内における業務に関し指示処分又は営業停止処分を行うことができるものとする。

- ② 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業の停止又は許可取消しを行ったときは、その旨を公告しなければならないが、監督処分結果について建設業者監督処分簿を備え、公衆の閲覧に供するものとする。

る。

(5) 建設業許可の簡素合理化等

- ① 許可の有効期間を3年から5年とするものとし、許可に条件を付することができるものとする。

- ② 許可の更新の際の添付書類の一部を省略できるものとする。

- ③ 変更等の届出の一部の期限を延長するものとする。

- ④ 建設業の許可の申請その他の省令で定める手続については、磁気ディスク（コピー）の提出により行うことができるものとする。

(6) その他

以上の改正に関連して罰則の引上げ等所要の改正を行うものとする。

不正行為に対する監督処分の基準について

建設省、都道府県 9月1日から実施へ

建設省は、刑法の談合及び贈賄並びに独占禁止法のいわゆる入札談合を行った建設業者に対し、建設大臣及び都道府県知事が全国的に統一して的確な監督処分を行う観点から下記に掲げた「不正行為に対する監督処分の基準」を定め、これを全国都道府県に提示するとともに、平成6年9月1日からこの基準によって監督処分を行うよう対応を求めた。この基準はその施行後に実行行為が行われたものから適用することとしたので、基準の施行までの間、建設業者に対し十分な周知方要請したが、このほど全国建産連を通じて明らかにされたので同基準を列記し、傘下会員に対し参考にと供することとした。(W)

不正行為に対する監督処分の基準

1 本基準の趣旨

公共工事に関し刑法の談合及び贈賄並びに独占禁止法のいわゆる入札談合が行われることは、建設業界のみならず公共事業の執行そのものに対する国民の信頼を失わせるもので

あり、その未然防止を図るためにも、これらの不正行為に対しては的確な監督処分によって対応することが必要である。そこで、これらの不正行為を行った建設業者に対する監督処分の基準を設けその適正な運用を図ること

とする。

2 基本的な考え方

(1) 営業停止の方法

イ 建設業法第28条第3項においては、建設大臣又は都道府県知事は一定の場合に建設業者の営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとされている。営業停止についての従来の運用は、民間工事も含めて全部の営業を停止させるものであったが、公共工事に関する贈賄、入札談合等の不正行為を効果的に防止するために、建設業者の営業のうち公共工事に係るものについてより長期の営業停止期間を設定することとする。

ロ 不正行為が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかかな場合は、必要に応じ地域的な営業停止や特定の営業所に関する営業停止を行うこととする。

ハ 不正行為が他と区別された特定の工事の種類（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかかな場合は、必要に応じて当該工事の種類に応じた営業停止を行うこととする。

ニ 建設業法第28条第1項第3号の適用に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。

(2) 監督処分等の時期

イ 他法令違反に係る営業停止については、その刑の確定、排除勧告の応諾又は審決の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うこととする。

ロ 営業停止に至らない場合でも、公正取引委員会による警告が行われた場合等必要があるときは、指示処分を機動的に行うこととする。

ハ 贈賄等の容疑で役員等が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を、まず、書面で行うこととし、刑の確定等を待つて最終的に営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うこととする。

3 不正行為に対する営業停止期間の具体的な基準

営業停止の具体的な期間としては、次に掲げる期間を原則として設定することとし、当該不正行為の社会的影響、その行為の動機等を踏まえた悪質さの程度、同様の行為の繰り返しの有無、社内体制の刷新の時期・内容、他の制度による措置を含めた全体としての制裁の内容・程度等、建設業者の情状を総合的に斟酌して期間を加減することとする。

(1) 刑法の談合罪

イ 代表権のある役員が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高1年間の営業停止を行うこととする。

ロ その他の場合には、原則として、1月以上の営業停止を行うこととする。この場合、代表権のある役員が刑に処せられたときは3月以上、代表権のない役員又は支店長等のときは2月以上を原則として、営業停止を行うこととする。

(2) 刑法の贈賄罪

イ 代表権のある役員が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高1年間の営業停止を行うこととする。

ロ その他の場合には、原則として、1月以上の営業停止を行うこととする。この場合、代表権のある役員が刑に処せられたときは3月以上、代表権のない役員又は支店長等のときは2月以上を原則として、営業停止を行うこととする。

(3) 独禁法違反の入札談合

- イ 刑事告発に基づき、代表権のある役員が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ、建設業者として情状が重い場合は、最高1年間の営業停止を行うこととする。
- ロ 排除勧告の応諾、審決の確定又は課徴金納付命令があった場合は、15日以上を原則として、営業停止を行うこととする。

- (4) 指示処分を受けた者が再び類似の行為を行った場合
指示処分を受けた者が、指示に違反して短期間のうちに再び類似の行為を行った場合には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,700円/〒別
※年間購読料36,600円/〒共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約220頁 定価1,350円/〒別
※年間購読料14,040円/〒共

専門図書

※定価はすべて税込みです。

●平成6年度版

■建設省公表による土木工事標準歩掛等の基準書

建設省土木工事積算基準

建設大臣官房技術調査室/監修 発行/(財)建設物価調査会
土木工事積算研究会/編 /建設行政出版センター

B5判/約880ページ 定価8,900円/送料600円

平成6年度版 土木工事積算基準マニュアル

■B5判/900頁 ●定価9,000円/送料600円

改訂31版 建設工事標準歩掛

■B5判/1,100頁 ●定価12,000円/送料700円

平成6年度版 土木工事積算標準単価

■B5判/600頁 ●定価5,500円/送料500円

改訂版 造園修景積算マニュアル

■B5判/350頁 ●定価5,000円/送料450円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)
電話 (03) 3663-8761(代) ● FAX (03) 3663-8768

豊かで文化的な ふれあいの町をめざして



寄居町長 丸橋安夫

はじめに

美しい自然と由緒ある歴史をもつ町、それが寄居町です。

美しい自然を代表するものに「^{ふうぷがわ}風布川・^{やまとみづ}日本水」があります。日本水はその昔、日本武尊が東征の途中、戦勝を祈願するため笠伏山に立ち寄り、喉の渇きに御剣を百畳敷岩に刺したところ、忽ち湧き出したと言われていました。早魃時農民の雨乞いのもらい水に、また子授け、不老長寿の霊水として広くあがめられています。日本水を源流の一つとする風布川は、清らかな、そして豊かな流れの中で、「狼湧」「夫婦滝」などの名勝を作っています。

この「風布川・日本水」は昭和60年、環境庁から名水百選に選定されました。町では、これを記念し、平成3年に「日本の里」をオープンしました。ここには、レストハウス風布館や水車小屋、トンボ・ホテル公園などがあり、特に、地粉を使った手打ちうどんやそば、饅頭などは、忘れかけていたふるさとの味を思い出させてくれる、と好評をいただいております。

一方、由緒ある歴史の代表が、国指定史跡の「鉢形城跡」です。鉢形城は、天然の要害を巧みに利用した多郭式平山城であり、関東地方の平山城跡の中で最も著名なものです。現在この跡地の公有化を進めていますが、今後は史跡保存と町民の憩いの場として整備していきたいと考えております。

また、自然の美しさと伝統を楽しむことができるのが、毎年8月5日に行われる「玉淀水天宮祭」です。町の中央部を流れる荒川の名勝地「玉淀」で行われるこの祭りには、県内はもと



▲日本水の源流と
集める風布川の清流▼



より、首都圏各地からたくさんの観光客が訪れます。真夏の太陽が沈むころ、川面にはほんぼりに飾られた5艘の舟山車。水に映る灯が揺れ始め、そこを戯れるように流れる灯籠、舟山車からは祭囃子が響き渡ります。やがて対岸から花火が打ち上げられると、祭りはいよいよ最高潮に達します。その激しさと妖艶ともいえる美しさに多くの人が魅了されます。

今後も、これらの恵まれた自然と歴史などを

生かした町づくりを積極的に進めていきたいと考えております。

基本構想を着実に推進

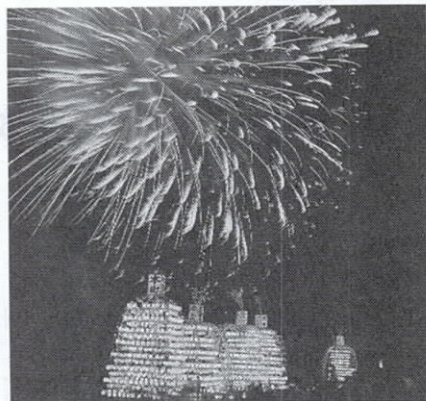
さて、町では現在、昭和61年度に策定した『第3次寄居町振興計画基本構想』に基づき、平成8年度を目標年次に「豊かで文化的なふれあいの町」をテーマに、その実現に向けた町づくりを展開しております。

この構想では、次の6本の柱を基本に各施策を推進しております。

1. 活力ある産業を興し豊かな力強い町づくり
2. 安全で快適な緑豊かな町づくり
3. 明るく住みよい清潔な町づくり
4. 健康で心豊かな思いやりのある町づくり
5. 歴史とかおり高い文化につつまれた風格ある町づくり
6. 構想実現への方策

これらの中で、21世紀を展望した町づくりを行う上で特に重要な施策の一つに、産業の振興があります。工業においては、安定した雇用の確保と町経済の発展をめざして策定された町勢倍增プランに基づくグリーンバレー構想の実現。商業においては、既存商店街の活性化や経営の近代化。リゾート整備においては、民間活力を活用した施設整備等々。これらの施策については、一日も早い完成をめざして日夜努力しているところであります。

なお、埼玉県においても、寄居町の将来に明るい展望をもたらす施策を促進していただいております。その一つが、「荒川総合博物館」の建設であります。この博物館は、河川系の総合博物館としては全国で初めてのもので、平成9年にオープンされる予定です。二つ目は国道140号皆野・寄居バイパスの建設です。このバイパスは、慢性的な交通渋滞の解消や地域の活性化を図るために計画されたものです。完成は、埼玉・山梨県境の雁坂トンネルの開通に合わせ、平成9年度を予定されています。このほかにも、町の活性化に直結する施策を計画していただ



玉淀水天宮祭のクライマックス
打上げ花火の壮観

ており、それらの早期実現を心から期待しているところであります。

おわりに

最後に、今後も町政の運営にあたりましては懸案事項の解決に向け、鋭意努めながら21世紀を展望した新時代への基盤づくりに取り組むとともに、高齢化に向かう地域社会の活性化と町民福祉の向上・充実に向け邁進していく考えであります。今後におきましても、彩の国さいたまの中で魅力ある地域として一層の飛躍を図るため、基本構想の実現に向け最大限の努力をしてまいります。



会員団体平成6年度事業計画

事業計画の骨子

(社)埼玉県建設業協会

構造改善をはじめ公共工事入札、契約制度の抜本的改革など建設業界においては、まさに歴史の変革期にあることを率直に受けとめ、建設業本来の使命に徹し真正面から様々な課題に取り組むこととして平成6年度は、次に掲げる施策及び事業を積極的に推進することとした。

1. 事業量の拡大・発注の平準化、契約制度の合理化、行政制度の充実並びに関係税制を改善するために、次の事項を推進する。

①建設工事業量の継続的拡大②公共工事施行の平準化のためのゼロ国債、ゼロ県債の活用③適正な入札・契約制度の実現と対等性の確保④技術者専任制の着実な実施⑤建設業許可審査の厳正化等

2. 建設業の生産性の向上その他自助努力に伴う施策等の推進

①災害防止のための安全対策の推進②建設副産物有効利用とその処理対策の推進③専門工事業者団体並びに主要建設資材業者団体との情報交換の推進④独禁法の遵守、ダンピング防止等業界秩序・倫理の確立⑤建設業イメージアップ活動の推進⑥過積載防止対策の推進

3. 人を大切にす建設業の実現を目指し次の事項を推進する。

①労働時間の短縮②賃金等雇用労働条件改善の推進③人材確保対策の推進

4. その他

①広報活動②優良事業所及び従業員表彰など

事業計画概要

(社)埼玉県電業協会

1. 基本的考え方

入札制度改革や独占禁止法の改正など大きな転換期にあって、電気工事業の事業主の団体として、技術者の養成、若手人材の育成等を当面の課題として、業界の社会的地位の向上を期して、支部活動を主体として会員の声を事業の施行に反映させ、各常設委員会の活動を中心として事業を積極的に推進し、社団法人として、組織の拡大を図り、また関係団体と共に行政機関に対して要請、陳情、提言等を行います。

2. 主な事業計画

- (1) 組織の拡大と支部活動の強化
- (2) 技術講習会の開催、資格取得の援助協力
- (3) 労働安全衛生対策の推進と安全パトロールの実施等
- (4) 職業生涯モデルプランの作成
- (5) 分離発注促進対策の推進
- (6) 若年労働者対策の推進
- (7) 機関紙の発行及び優良従業員表彰
- (8) 業界イメージアップ活動の推進
- (9) 20周年記念事業の検討
- (10) 国、県関係団体への要請、陳情、提言及び各種行事等への後援、協力

事業計画の骨子

埼玉県電気工事工業組合

建設雇用改善推進の継続事業として、職業生涯モデルプランの策定に取り組む事業計画

1. 未加入者の組合加入促進
2. 埼玉県委託事業の継続推進
3. S・E・Cセンター（訓練校）の運営充実を計る

4. 共同購買事業および共同保守管理事業の継続推進
5. 雇用改善推進事業の継続
6. 支部活動と組合青年部会への支援
7. 機関紙「埼玉工広報」を発行して業界工組の活動の周知を計る
8. 第一種電気工事士定期講習および各種講習会の実施
9. 積極的な求人、人材育成諸方策の研究推進
10. 福祉厚生事業の充実
11. 住宅電気工事センターの拡大運営

- (3) 建築士免許証交付式の開催
- (4) 建築士免許登録士者（新規）の電算化
- (5) 青年建築士活動の啓発
- (6) 女性建築士活動の啓発

4. 連係と広報

- (1) 「建築士の日」記念事業及び建築展の実施
- (2) 全国大会及び全国研究集会への参加
- (3) 関東甲信越建築士会ブロック会への参加
- (4) 関東甲信越建築士会ブロック青年協議会研究集会への参加
- (5) 建築士、建築士埼玉及び季節だよりの発行配布
- (6) 法令図書及び法令用紙等関係書類の作成と配布
- (7) 全国女性建築士連絡協議会への参加
- (8) 住まいと暮らしを考える建築相談の実施
- (9) 建築関連団体との連携

事業計画の概要

(社)埼玉建築士会

重点施策

- 1 建築士業務の進歩改善
- 2 会員相互の親睦と品位の向上
- 3 講習会、研修会等の充実

1. 建築士の教育と表彰

- (1) 設計監理、施工技術の研究指導
- (2) 建築士法第22条第2項による指定講習会の実施
- (3) 関係法令等の説明会
- (4) 建設省告示第1206号の研究
- (5) 講演会、講習会、研究会、見学会の開催
- (6) 設計競技等への参加
- (7) 建築CADの研究と普及
- (8) 建築功労者の表彰、推薦

2. 委託事業の実施

- (1) 一級及び二級、木造建築士試験業務の実施
- (2) 鑑定（建築物）業務の受託

3. 組織強化と会員の開発

- (1) 委員会事業の積極的推進
- (2) 支部活動の啓発と会員の開発

5. 建築行政への協力

- (1) 「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動への参加
- (2) 官庁への建議及び意見の交換
- (3) さいたま景観賞顕彰制度への参加
- (4) 建築士試験実施案内業務
- (5) 建築士登録申請書の受理

6. 福利厚生

- (1) スポーツ大会等への助成
- (2) グループ保険等各種共済制度の推進

事業計画概要

(社)埼玉県建築士事務所協会

1. 会員の増強

当協会の会員は、県内登録建築士事務所数の13,87%と2割にも満たない状況にあり、昨年に引き続き組織の拡充を図るため支部組

織を通じ強力に運動を展開する。

2. 埼玉県が実施する「さいたま景観賞」、「違反建築、違反宅造をなくしてすみよいまちづくり運動」等に積極的に参加して、建築士事務所のPRをする。

3. 建設大臣・知事指定「建築士事務所の管理講習会」の開催。

建築士事務所における管理建築士の資質の向上を図るため、県内4地域に分けて開催する。

4. 「建築確認申請の手引」の改訂版の作成と講習会を開催する。

5. 業務報酬に関する建設省告示第1206号の普及。

建築士事務所の健全なる運営と発展を図るため、建築設計、工事監理の発注にあたっては、建設省告示第1206号の基準による適正な業務報酬によって行われるよう、県ならびに市町村等関係機関に対し、強力に働きかける。

事業計画の概要

(社)埼玉建築設計監理協会

※ 本年度重点項目

- ・職能の確立、社会的地位向上に関する諸活動
- ・県との懇談会の実施
- ・改修設計に関する講習会の開催
- ・見学会の開催
- ・会員増強
- ・関連団体との連絡交流

協会の目的達成のため、運営組織を定め次の事業を行う。

事業

◎ 総務委員会

- ・総会、定例会、理事会の会議運営の協力
- ・資料及び議事録作成
- ・会員増強

◎ 財務委員会

- ・事業費の検討
- ・予算の検討
- ・協会の会計一般

◎ 福利厚生委員会

- ・会員及び所員の健康と福利厚生についての諸活動
- ・親睦旅行の実施

◎ 広報委員会

- ・会誌の発行
- ・県市町村への広報活動
- ・協会のPR
- ・記録写真の保存

◎ 業務委員会

- ・事業保険の研究
- ・業務に関する各用紙の研究
- ・告示1206号実施の推進
- ・事務所経営システムの研究
- ・共同企業体の研究

◎ 技術研修委員会

- ・意匠構造等の技術研修
- ・材料施工の研究
- ・都市再開発の研究
- ・官公庁への協力と提言及び各種団体との交流
- ・県内大型プロジェクトへの参加研究

◎ 賛助会委員会

- ・賛助会員との親睦、研鑽

◎ 特別委員会

- ・県内工業高校奨励事業の推進
- ・設計業務委託等に関する研究

事業計画の骨子

(社)埼玉県測量設計業協会

測量業界は、ここ数年来内需拡大策として公共事業費の増額と、発注機関の手厚いご指導に支えられながら、公益法人としての社会的役割を担って参りました。しかし、現下の低迷する経済状況の中、いかに経営安定を図るか課題となっており、その対策も必要不可欠となっている。

平成6年度は、この時局に対処するため経営基盤の強化や受注の確保を図るとともに、協会

会員の相互の利益を図るため、企業体質の抜本の見直しを行い、自助努力によって経営基盤確立に向けて事業活動を展開することとした。

基本方針

経営基盤確立を図り社会的地位の向上を目指し、次の項目達成を強力に推進する。

- 1 公益法人として社会公益事業の実施に努める。
- 2 技術の多角的研修を進め、会員の技術能力の増進を図る。
- 3 官公庁に対し、県内業者（特に協会会員）の育成を要望する。
- 4 機構改善、及び機械化等により経費の節減を通じて、経営の合理化を図る。
- 5 測量業に関する諸制度の見直しを図り、かつ公的措置を踏まえて経営対策を講じる。
- 6 新規事業開発等事業量の確保を図るための陳情活動等を展開する。
- 7 若年技術者の確保対策を講じる。
- 8 週休2日制導入及び労働時間短縮の推進を図る。
- 9 独占禁止法の遵守と企業倫理の確立を図る。

事業計画の骨子

(株)埼玉県宅地建物取引業協会

不動産業界においても、昨年度実施された政府の総合経済対策の一環としての監視区域制度の緩和、日銀による史上最低の公定歩合引き下げなどの効果が現れない状態です。こうした厳しい環境の中で今年度の要望活動として、不動産流動の明るさを取り戻すための呼び水として譲渡益課税の軽減並びに買い換え資産特例の復活等の実現をめざす所存です。

さらに公正な取引の確保、消費者保護の徹底、人材の育成等を通じて、公益法人としての協会の理念である『信頼産業の確立』を積極的に押し進める所存です。

尚、下記の項目が今年度の重点事業です。

1. 流通センター事業の推進
 - (1)レインズシステムへの全会員加入促進
 - (2)全宅連地価動向調査への協力
2. 教育研修活動の推進
 - (1)専門知識修得のための新入会員研修会の実施
 - (2)人材育成手法の検討（不動産コンサルティング技能修得含）
3. 取引主任者法定講習会受講の促進
 - (1)有効な資料及び講師選出による講習会の実施
4. 福利厚生共済事業の推進
 - (1)全宅連厚生年金基金制度への加入促進及び厚生事業の充実
 - (2)ソフトボール大会、ゴルフ大会等の計画的実施
5. 会館建設の推進
 - (1)会館建設用地の公募並びに取得
6. 保証協会受託事業の実施
 - (1)国際化時代に対応した不動産無料相談所の運営
7. 財務処理の強化
 - (1)会計処理の研究、全宅連OA導入による事務処理の推進
8. 公共事業用地媒介協力の推進
 - (1)建設省、埼玉県、市町村等による公共事業用地の取得に伴う代替地媒介協力体制の強化
9. 広報事業の円滑実施
 - (1)宅建だより・会員通信を通じての会員宛連絡事項の徹底
 - (2)新聞他マスメディア等を通じての対外的PRの実施
10. 会員専用各種契約書等の活用促進
 - (1)有効な新規契約書の検討並びに作成

事業推進計画の概要

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

建設業の労働災害が全国的に減少しておりますことは、業界を取り巻く厳しい状況のなかで、災害防止活動を地道に続けてきた努力が実りつつあるものと考えられます。

本県建設業の平成5年の死亡災害は22件、前年に比較して7件の減少をみる事が出来ました。

本年度は、昨年度に引き続き「墜落災害」の大幅な減少を目標として労働災害防止活動を推進することと致しております。

事業計画の概要について項目をあげれば次のとおりであります。

1. 代議員・理事会等の開催
2. 法令・災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底
3. 広報
 - (1) 墜落災害防止総点検運動（6月）
 - (2) 埼玉県建設業労働災害防止大会（7月）
 - (3) 墜落災害防止強調月間（11月）
4. 教育・研修会
 - (1) 作業主任者等技能講習
 - (2) その他の講習
 - (3) 優良事業所視察研修会
 - (4) 安全指導者研修会の開催
5. 現場指導等
6. その他

事業計画の概要

埼玉県道路舗装協会

平成6年度におけるわが国経済は、長期にわたる不況を脱却することができず、国、県等における補正予算をはじめとする景気浮揚施策などが講じられたとはいえ、依然として厳しい状

態がつづいております。

当協会においては、このような状況に対応し、会員企業の発展をはかるため、道路予算の拡大、会員に対する発注の増大、適正積算の設定、労働力の確保、建設廃棄物の処理問題等に大きな関心をもって取りくむこととし、協会事業を積極的に推進するため次の項目の事業を実施したいと思います。

1. 舗装技術講習会の開催
 - (1) 会員の技術者を対象とする講習会
 - (2) 会員、県、市町村等の技術者を対象とする一般講習会（埼玉県土木部後援）
2. 会員の技術者を対象とする舗装現場視察研修会
3. 県外道路舗装工場の現状視察および調査
4. 建設省、道建協、埼玉県ならびに他県との情報交換会
5. 舗装工場の積算についての研究
6. 再生合材利用及び建設廃棄物についての研究
7. 舗装用資材単価等の実態調査
8. 舗装工事現場における安全活動の推進
9. 広報紙および各種資料の作成、配布
10. 道路関係予算の拡充、会員に対する受注機会の増大、発注の平準化、設計単価の適正化、積算基準の見直し、設計変更等について関係機関に対する陳情

事業計画概要

(財)埼玉県建築住宅安全協会

去る5月27日、本年度第一回評議員会並びに第一回理事会で、事業計画が次のとおり決定されました。従来に引き続き、建築物等の適確な維持管理の推進を目的に、事業を実施していく予定です。

1. 一般市民への啓発に関する事業
 - (1) ポスターの作成及び掲示

事業計画の概要

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

- (2) 防災パンフレットの作成及び配布
- (3) 「住宅防火」講習会の開催
- (4) 児童生徒に対する「防災教育」普及事業実施に向けての検討
2. 所有（管理）者に対する啓蒙、広報等に関する事業
 - (1) 定期報告制度の重要性認識のための広報活動
 - (2) 定期報告制度広報用リーフレットの作成及び送付
 - (3) オーナー団体に対する渉外業務
 - (4) 調（検）査資格者の紹介、あっ旋
 - (5) 定期報告対象建築物等の台帳の整備
3. 調（検）査資格者に対する指導連絡等に関する事業
 - (1) 建築物、建築設備及び昇降機等の調（検）査に関する具体的事項と定期報告書記入に関する実務要領講習会の開催
 - (2) 上記各講習会用テキストの作成及び領布
 - (3) 定期報告書及び添付書類の印刷、領布並びに関係図書等の領布
 - (4) 協会通信の発行
 - (5) 業務届出の受付及び業務手帳の発行並びに届出者名簿の作成
4. 他県定期報告取扱い団体の活動状況に関する情報及び資料の収集
5. 特定行政庁からの受託業務
 - (1) 所有（管理）者に対する提出の通知（再通知を含む）
 - (2) 定期報告書の受付及び内容審査並びに報告済証の発行
6. 防災関係機関との連絡協調に関する事業
7. 関係行政庁等との意見調整のための諸連絡
8. 事務処理のOA化促進に関する調査・研究
9. 20周年記念事業実施準備
10. その他建築物等の維持保全に関すること

当工業会埼玉県支部は、平成6年度事業計画において、①総合仕上技術の開発と展開。②経営体質の改善と強化。③需要の創造と公正受注。④支部事業の活性化と関連団体との連携強化の4点を重点施策に掲げ、各種委員会のもとに事業計画を策定し、それぞれ具体的な事業項目を設定して実施に移すこととした。

・技術委員会

総合仕上技術の開発と展開、①内装仕上材料・工法の調査・研究。②外装仕上げ材料・工法の調査・研究。③新材料・工法の評価研究。④その他必要と認める事項。

・経営委員会

経営に関する研究及び改善指導、①経営基盤の確立、②人材の育成、③構造改善の推進、④その他必要を認める事項

・需要委員会

需要開発に関する研究及び指導、①責任施工体制の確立。②新市場（異業種を含む）開発。③業界イメージアップ戦略。④元請工事比率の向上。⑤地域性強化による需要開発の促進。⑥その他必要と認める事項。

・労務委員会

労務に関する研究及び指導。①職業生涯モデル。②賃金台帳整備。③若年従業者確保と高齢者雇用対策。④その他必要と認める事項。

・安全委員会

労働安全衛生に関する研究及び労働災害防止対策。①労働災害防止。②労働衛生及び健康管理。③労働安全衛生大会の開催。④災害保障制度の研究。⑤安全優良表彰の実施。⑥その他必要と認める事項。

・技能委員会

総合仕上工業に関する技能向上の指導、①技能検定。②新工法研修。③全国建築塗装技能競技大会への参加。④技能向上指導。

・広報委員会

本会の広報活動の推進。①定期刊行物の発行。
②資料室拡充。③支部広報活動の推進。④宣伝
啓蒙活動。⑤その他必要と認める事項。

・組織委員会

組織に関する研究及び指導。①組織機構の形
成。②雇用改善事業の推進。③支部及び地域ブ
ロック活動の推進。④塗装工事業者実態調査。
⑤地域協同組合業と支部との連携。⑥厚生年金
基金加入促進。⑦功績者、若年従事者表彰、⑧
その他必要と認める事項。

9. (社)日本アスファルト合材協会に対し業界の
現状及び経営の安定化等々協会発展のため具
申する。

10. (財)さいたま緑のトラスト基金への寄付を継
続して行う。

事業計画概要

埼玉アスファルト合材協会

平成5年度は、深刻な景気低迷が続き、合材
出荷数量は、前年対比92.8%と落込み4,285千
吨の出荷に留まりました。

平成6年度についても、急激な上昇は見込ま
れない状況下において、会員の経営安定化、健
全な協会活動の拡充強化に努め、更なる発展を
図るため会員会社の協力を得ながら下記事業を
円滑に推進運営して参りたいと考えております。

1. 理事会は、随時開催し活動方針、会員の育
成指導にあたる。
2. 幹事会は、毎月開催し、各委員会、支部間
の積極的な運営を図る。
3. 各委員会は、専門的知識の向上をはかり調
査研究に努める。
4. 支部会は、毎月開催し地域固有の調査研究
に努める。
5. 全体会は随時開催し、積極的に活動する。
6. 事務所独立に向けて積極的展開を図る。
7. 県との連絡会を開催し、合材協会の現状・
方針・要望等を具申し県の指導を仰ぎ意見交
換を行う。
8. 県及び関係機関に陳情（要請）を行うほか
関係団体との連絡協調を図る。



施設見学会実施

—— 地球観測センター、平和資料館 ——

当建産連は、4月15日に比企郡鳩山町所在の宇宙開発事業団地球観測センター並びに東松山市大字岩殿にある埼玉県平和資料館両所の見学会を実施した。この見学会は研修指導委員会（安藤見委員長）事業の一環として企画実施したもので、参加者は21名。

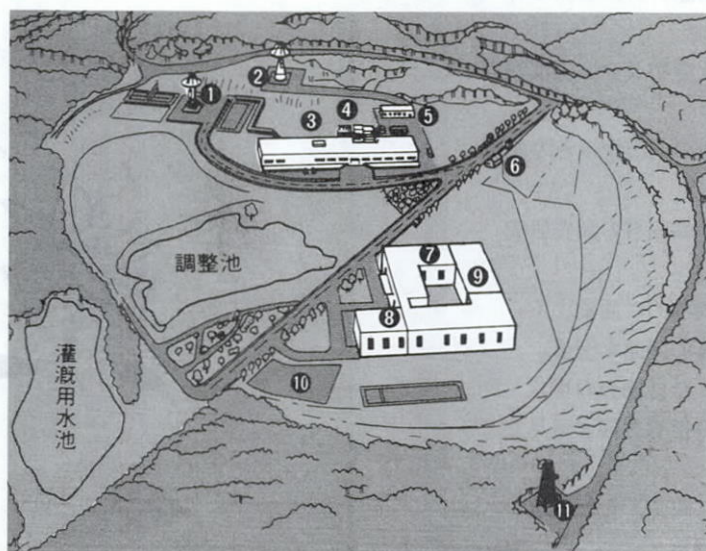
一行は、チャーターのバスに便乗、建産連会館前を午前9時出発、車中、金井常務理事より見学会スケジュールの説明、安藤委員長より見学会趣旨を含む挨拶を受け一路最初の訪問地地球観測センターに向かう。1時間余にて同センターのゲートをくぐる。現地参加者と合流、若干休憩の後、同センター職員の案内で主要施設を巡る。人工衛星から受信の映像を目のあたりにしながら役割、機能等について説明を受けた。発信する衛星は約100分ほどで地球を一周（秒

速7km）、高度1,000～500km、幅30km間を映し出す。映像は16㎡が識別し得るといふ。我々は平素テレビで見る天気情報ぐらしか馴染みがない者にとって科学の進歩に目をみはるものがあった。

この地球観測センターは、標高80～90mの奥武蔵丘陵の一角、敷地面積115,000㎡、昭和53年10月に宇宙開発事業団が人工衛星を用いたリモートセンシング技術の確立と発展のための施設として設置された。以来逐年施設を増強、充実が図られている（施設配置図参照）。

同センターの機能は、地球観測衛星から送られてくる我が国及びその周辺の情報を日々受信、コンピュータ、その他各種装置により画像処理し、種々解析ができる写真、フィルム及び磁気テープを作成し、配布機関（財リモート・セン

地球観測センター配置図



- ① ランドサット、スポット受信用アンテナ
- ② MOS-1、JERS-1、ERS-1受信用アンテナ
- ③ ランドサット、スポット情報受信処理棟（一部展示室）
- ④ 廃液処理設備
- ⑤ 自家発電棟
- ⑥ 正門（守衛所）
- ⑦ MOS運用棟
- ⑧ 情報棟
- ⑨ ERS運用棟
- ⑩ 駐車場
- ⑪ コリメーション施設

シング技術センター)を通じてデータ配布を行っている。現在、米国、フランスをはじめ欧州宇宙機関の人工衛星からのデータ受信と、わが国の海洋観測衛星、地球資源衛星からのデータ受信を行っている。これらによって取得されたデータは、環境保全、土地利用、海洋調査、資源探査、防災、農林業、漁業等の広範な分野にわたって利用されているといわれている。

ごく限られた時間内の説明であったが、無限の宇宙を背景にした人知の進歩を目のあたりにして一人感銘のうちに辞去した。

平和資料館参観

待つバスにて次の訪問地までの途中の食堂にて会食後再びバスにて10分ほどで目的の平和資料館に到着、直ちに階段状の映写ホールにおいて白沢副館長より挨拶を受けたのち一般参観者とともに終戦日の直前の8月14日敵機の猛爆によって大半が焼土と化した熊谷市を題材に疎開した少女をめぐるシミュレーション映画が上映、戦禍の悲惨さを心に刻んだのち館内を一巡、戦前戦中(S.7 満州事変以後)の軍事に関する資料、遺品、この間の庶民生活等の展示、模擬施設を参観した。展示品の多くは本県内在住者の抛出品であり、筆者は体験者の一人として感

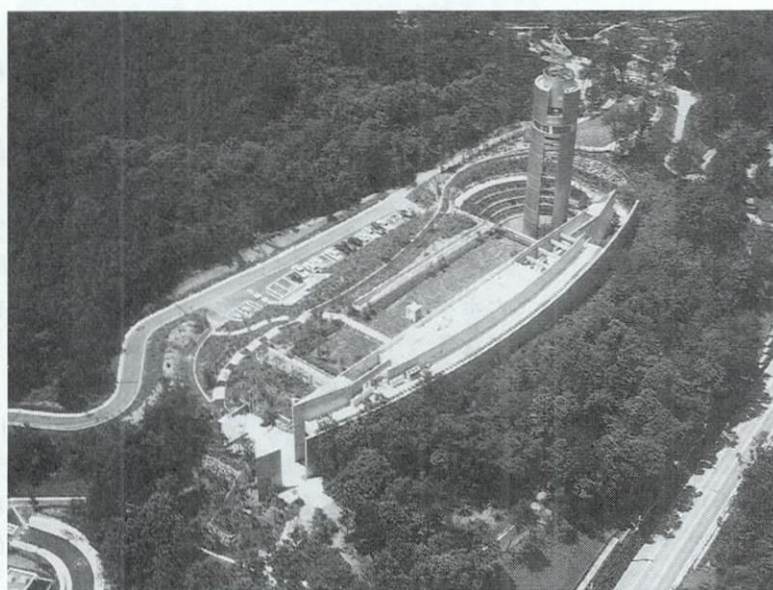
慨深いものであった。

館内を一巡、最後に外観円筒形高さ30mの展望塔に立ち、春たけなわの関東平野を一望、まさに平和そのもの、つい先日のコメ買い騒ぎや今も続く政局の混迷などよそ事のようにさえ思われる平穏な風情は、直前目にした戦争の惨禍など遠い昔の物語とさえ感じるのである。ところで、現在の若者にはどう受けとめたであろうか。

この平和資料館は、「戦争の悲惨と平和の尊さ」を謳い、平成3年8月着工、同5年5月竣工、同年8月10日オープンした全国で大阪、川崎に次ぐ3番目の開設といわれ、これまで延93,000人が訪れたといわれる。

午後2時過ぎに再びバスで帰路につき、車中、安藤委員長よりねぎらいの言葉を受け午後4時出発地に帰着、無事行程を終わり解散した。

(W)



平和資料館鳥瞰

理事会・委員会報告

広報委員会



4月27日正午から建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開いて、①建産連ニュース第60号の発行について②同第61号の編集案について③ポスター・絵画コンクールの実施についての3事項を議題にした。

松本委員長挨拶のあと直ちに議事を進めた。はじめに4月15日付発行の建産連ニュース第60号については、まず表紙写真に付した説明書きの中の菖蒲苑の一字「菖」の字が「富」と誤植のあったことについて詫言で訂正方を承求めたうえ、内容について補充説明を行った。

続いて、7月15日発行予定の第61号の編集案を提示、主な事項について説明、なお未確定事項については変更等の生ずることについて了承を求めたうえ、意見を求めた。

特に指摘された意見はなく提案に沿って作業を進めることとした。

次いで、小中学校生徒を応募対象としたポスター・絵画コンクールの継続実施について意見交換を行い、応募要領の一部修正した部分の説明を加えて了解を求め、前年どおり実施することに決定し一連の議事を終了した。なお、次回委員会は7月22日(金)に開くことに同意を得て散会した。

理事会



5月16日正午から建産連会館1階特別会議室において理事会を開催、平成6年度通常総会運営の手順並びに提出議案の事前審議を行い、いずれも事務局提案をもって了承し執り行うこととした。続いて報告事項に併せ「生涯能力開発給付金制度」について県労働部担当者の説明を聴取した。

開会冒頭斎藤会長は、政局の混迷が景気対策なかならず公共事業予算成立の遅れを憂慮、同時に新しい入札制度によって生ずる混乱、つまり低価格競争に走ることに懸念、良識をもって対処すべきことを強調した。

続いて議事に入り、議題順に事務局の説明によって審議を進めた。

まず、通常総会の運営、つまり議事進行並びに懇親会の執行については例年のとおりとし、議事は会館センター2階第1会議室において14時～15時15分を設定、懇親会は15時30分から同センター3階大ホールにおいて来賓を迎え開催することなど細目を併せて説明を受けてこれを了承した。

次いで、平成5年度事業報告、同収支決算並びに平成6年度事業計画、同収支予算案一連の付議案件を順次説明を受け、いずれも提案内容を了承、さらに任期満了に伴う役員改選については、その手順としてまず理事、監事、評議

理 事 会

員は5月25日までに各会員団体より推薦の候補者名簿の提出を願うこととし、会長選出については原則理事の互選となっている旨述べて了承を求めた。

席上、次期会長には現会長を再任する方向で対処することで事前合意がなされた。

以上をもって議事を終了、引き続いて県建設管理課発表の「平成6年度における県の入札・契約制度の改善に向けての取組みについて」周知に向けての報告、また、労働省が新たに制度化した「生涯能力開発行為に対する給付金制度」について県労働部職業能力開発課の原田主任の概要説明を受けたのち散会した。

6月30日正午から建産連会館センター2階第1会議室において理事会を開催し、各種委員会の構成を決めた。本来正・副委員会は初回の委員会において委員の互選としたが、スムーズに委員会をスタートするため了解の下に正・副委員長の指名選任を行った。

次に、9月の全国建産連会長会議に向けての議案の提案（7月19日期限）を各団体長に依頼した。次いで、先の県土木部長通知に基づく「企業倫理の確立」の要請に対し、その徹底を再確認して議事を終了、引き続いて埼玉労働基準局金子監督課長より約30分、労働時間短縮への取り組みと、その助成金制度（本紙告知板参照）について説明を受けた。

委員会構成員名簿

順不同 敬省略
H6.6.30現在

区 分	委 員 名
総 務	○神戸清二 吉村克昌 大曾根正男 岩堀徳太郎 高岡敏夫◎星野謹吾 日下銑二 西村昭彦 小林勘市 沢田 広 清水茂三 若林伸行 渡辺健治郎
広 報	○首藤 淳 長井邦男◎松本孔志 山田光起 柴山諄一 滝澤源二郎 中田高元 荒川春郎 矢沢研二 清水義夫 横田充穂 服部幸二
構 造 改 善	永塚和也◎町田 迪 坂井 暹 小沢浩二 細井五士男 菅谷和雄 目黒 有 堀口頼重 黒川 勇 松江 果○田中瑞穂 関根健二
研 修 指 導	関根貞次○今泉康次 杉田征一郎 坂本 勤 岡田道雄 大山英雄 松本喜八郎 山田欣一 萩野太治◎安藤 晃 小山伸次 泉 和郎
経 営 理 化	◎島村治作 菊池平三郎 渡辺健市 小林敏浩 片瀨重幸 遠藤修一 安原弘修 松野俊弘○石田信向 関口雅之 田貝 博 中島三枝司
管 理 運 営	島村治作 町田 迪 松本孔志 渡辺健市 山田光起 坂本 勤○岩堀徳太郎 岡田道雄 星野謹吾 清水茂三◎斎藤 裕

◎委員長 ○副委員長

世界の遺跡みてある記(4)



—— 春秋戦国・三国時代の舞台を巡って ——

杉江啓二

1. 華中への旅

広大な中国を、便宜上いくつかの地区に分けたとき、ほぼ中央、東支那海沿いに位置するのが華中地区である。その華中における最大の都市は、何といても上海であろう。中国における経済技術開発区の一つとして、近年における経済の発展には目をみはるものがある。現在、年間の工業生産額は1,000億元を越え、外資企業との契約件数も、ほぼ200件に近づいており、間違いなく中国屈指の商工業都市である。しかしながら、この上海も、都市としての歴史はまだわずか100年余りしか持っていない。もともと上海は、揚子江（長江）の運ぶ土砂によって形成された南三角州の一漁村にすぎなかったのである。19世紀に入り、中国市場拡大のために進出してきたイギリス人は、アヘン戦争の勝利によって上海港を開港させ、次いでフランス、アメリカ、日本が租界地を築き、東西混交の独特の文化がこの地に作られたのである。その後の歴史は、一言でいえば、革命の歴史であるといつてよい。1853年の小刀会蜂起に始まり、1921年の中国共産党の成立、さらには1927年の蒋介石によるクーデターと、波乱を極めていく。そして1945年5月、解放を勝ち取ってからは、新中国建設の中心として、大発展を遂げていくのである。上海には二つの顔がある。表の顔を、アールデコ建築の粋を集めたヨーロッパスタイルのものとすれば、裏の顔は、中国人が本来の生活を送る街並みの様相である。昔から、外国の勢力下におかれることの多かった上海は、最新流行の風俗が根つきやすく、またそれを抵抗なく受け入れる土壌もある。この二重構造こそ



数日間滞在したホテル花園飯店（上海）

が、上海の最大の特徴といつてよいだろう。新型のヨーロッパの高級車と併走して、三輪リヤカーや自転車が縦横に往来し、うす汚れた露店の立ち並ぶ前では、中年の男が携帯電話を巧みに操り、さらには高級ブティックのショーウィンドウを、貧相な女性が物を食べながらのぞいている姿などは、そうした特徴を顕著に表している典型といえるであろう。その上海のはぼ中心部、東西に伸びる南京路からやや南下したあたりに、日本の企業との合弁になる花園飯店という由緒あるホテルがある（写真）。かつて、租界時代にフランスのクラブだった建物を組み込んだホテルであるが、そこを基地にして数日間を過した筆者の、華中、春秋戦国・三国時代へ

のタイムスリップの遺構めぐりのあらしを、
いくつか紹介してみたい。

2. 上海の遺跡

まずは、基地にしたホテルのある上海市内における遺跡を巡ってみた。晴天に恵まれた秋の一日、流暢な日本語を操る女性ガイドに導かれて、最初に訪れたのは龍華寺である。市内の南のはずれ、黄浦江近くに、その由緒ある寺は荘厳な姿をみせていた。境内にある7層の塔、龍華塔が特に見事であった。この塔は、三国時代に建立されたものを、977年(宋代)に入ってから改築されたものとされており、見る者をうっとりさせるほどの優雅さを漂わせていたように思う。龍華寺は、かつて三国時代の247年に建造された寺であるが、現存しているものは、太平天国の乱で焼失した後、清の光緒帝の時代に再建されたものといわれている。弥勒と天王の像を祀った4つの堂や、三尊仏の像などがある中で、境内中央にある大雄宝殿が一段とすばらしい(写真右上)。西側には鐘楼と鼓楼を従えていて、実に荘厳な雰囲気ひたることができた。次いで玉仏寺へと足を運ぶ。龍華寺とは南京路をはさんで丁度反対側の北のはずれ、鉄道の上海駅に近いところに位置している。この寺の歴史はそれほど古くはない。上海で最も参詣客の多いとされる禅寺であるが、建立は清朝期の1882年である。ミャンマーから送られてきた白玉製の釈迦仏から玉仏という寺名がついたとされている。慧根という僧が持ち帰った玉仏は、横臥仏と座像の2体があり、臥仏堂、玉仏楼にそれぞれ安置されていた。特に横臥仏は、中国でも極めて珍しい仏像で、仏教美術史上貴重な遺物とされているとのことであった。また、願い事のある場合には、ローソクに願いを記して奉納すれば、即座にかなうとされており、筆者も一応奉納してみたが、今のところその願いはかなえられていない。さて、遺構とは直接関係ないが、境内にある玉仏寺素齋という名の料亭は、正真正銘の精進料理で有名になっている。見たところ、肉料理や魚料理にみえるものが、



実は、材料は全て湯菜、シイタケ、タケノコなどの野菜や穀類や豆類で作られていて、これこそ本場の精進料理だということであった。時間の関係で賞味できなかったのが、筆者としても未だに悔いの残るところである。次の機会を待つ以外ないようである。

3. 蘇州の遺構

春秋戦国の時代から、南方の強国が繁栄した華中地方、臥薪嘗胆で有名な呉は蘇州を、越は会稽(紹興)を、そして三国時代の孫権は建業(南京)を都とした。漢人文仕が成熟した南宋の都は臨安(杭州)であったし、明も、当初は南京を都として北方民族に対する漢族の砦としたのである。華中、特に蘇州はまさに水の都そのものである。縦横に走る運河や水路は、はるか紀元前の昔からその流れを変えていないし、無錫の太湖や杭州の西湖も、太古の時代そのままの姿を人々にみせている。現地でチャーターしたワゴン車に、2人のガイドをつけて時間をかけて回ったので、様々な場所をゆっくりと訪ねることができた。まずは、蘇州の寒山寺へと赴く。市内中央部からやや西のはずれ、寒山寺はひっそりとその静かなたたずまいをみせていた。梁代の建立というから、もう1500年以上も昔のことである。唐代の詩人張継が詠んだ不朽の名作“楓橋夜泊”を、筆者は改めて思い起こしていた。

月落ち鳥啼いて霜天に満つ

江楓の漁火愁眠に對す

姑蘇城外寒山寺

夜半の鐘声客船に至る

唐の時代に、高僧寒山と拾得がこの寺に住みつたことから、寒山寺と称されるようになったといわれており、境内の鐘樓に置かれた鐘は、明治時代に日本から贈呈されたもので、大晦日にこの鐘を一回ならすと、10年若返るといった云い伝えもあるようである。鉄道を横切って寒山寺から北へ約5 km、市のはずれに虎丘が横たわっていた。蘇州を都とした呉王夫差の父こうりょを埋葬した墓が、この小高い丘の地下に眠っているのだという。埋葬3日後に白い猛虎が突然現れて墓陵を守ったという伝説から、虎丘という名がついたことを、ガイドから教えられた。近くには、千人石と呼ばれる巨大な岩石や、剣池と名づけられた小さな湖もあり、周辺の景観に奇妙な雰囲気を与えていた。丘の奥にそびえるのが雲巖寺塔である。磚塔としては世界最古のものであるが、このレンガを用いた7層の古塔は、何故か右に約15度傾いていて、東洋のピサの斜塔とも称されているとのことであった。天に極楽あれば、地に蘇州、杭州あり（上有天堂、下有蘇杭）とまでいわれたこの地である。古い遺構と無数の水路が見事にマッチして、いたるところですばらしい景観をつくりだしているのがはっきりと実感できた。蘇州には、中国の四大刺繡に数えられる蘇州刺繡がある。三国時代以来、2000年の歴史をもつこの刺繡のすばらしさは、両面刺繡ということであろう。表裏どちらにも絵柄が描かれていて、糸の結び目が全くない。精巧にして美しいこの蘇州刺繡の研究機関として、すでに明代において創設されていた刺繡研究所に足をのぼすことができなかつたのが、筆者としても悔いの残るところであった。

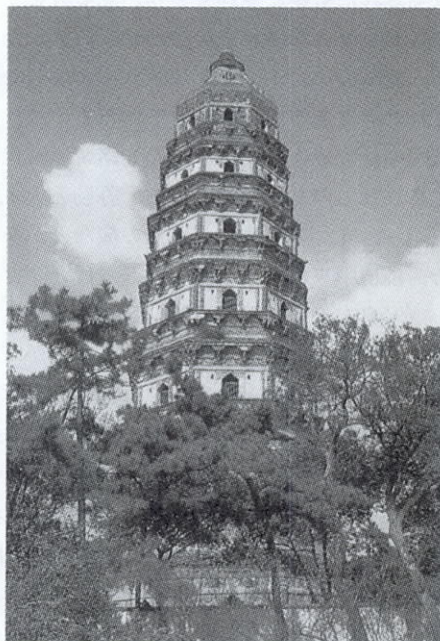
4. 杭州の西湖をみる

人工の遺跡ではないが、自然の造った遺跡ともいえる杭州の西湖を訪れてみた。2100年の歴史を持つ古都杭州の西郊外に、この湖は横たわっていた。漢の時代には銭塊と呼ばれ、随、



寒山寺鐘樓

虎丘・雲巖寺塔



唐の時代には杭州、そして宋代に入ると臨安府と称せられていたこの杭州は、現在浙江省の省都であり、揚子江デルタ地域の行政、交通の要衝として、大いに繁栄している都市である。西湖は、広さ約5.6km²、周囲約5 kmの湖である。中国という国からみれば小さな湖ということになるだろう（写真右頁）。湖の中心部の小島には、湖心亭と三潭印月があり、木々の緑や朱の欄干が湖面に映えて、まことに美しい、三潭印月は、北宋の詩人でこの地の長官でもあった蘇東坡が、西湖の深淵3ヶ処に石塔を建て、周辺にハスなどの植物を植えることを禁じたことに由来して

いるとのことであった。この三潭印月をはじめとする西湖十景は、古くから広く人々に知られており、琵琶湖の近江八景はこれを真似て決められたといわれている。ちなみにこの湖は、中国四大美女の一人西施にたとえられるほどの美しい湖だとされている。市内南部を流れる銭塘江上流には、中国解放後に建設された巨大な新安江ダムがあったが、残念ながらこのダムへは足を運ぶことができず、次の機会に譲った次第である。新安江ダムは、佐久間ダムの約40倍もの貯水量を誇っており、年間発電量は19億キロワット毎時を持っていて、南京、上海、蘇州、杭州の各工業地帯へと送電している。極めて重要なダムであることを教えられた。

5. 無錫の遺跡

上海から無錫へは鉄道を利用した。急行列車で約2時間、料金をはずんだ1等の車輻に乗りこんだ。ゆったりとした4人掛けのボックスシートは、真中にテーブルがついていて、軽食をするのにも便利で十分くつろぐことができた。現地の人々でも、よほどの余裕がないかぎりこのシートは利用できないらしく、なるほど他の一般車輻をみると、すずなりになった多くの顔を、車窓を通して伺うことができた。チャーターしておいたワゴン車が無錫の駅前で待っていたが、それに乗りこんで、まずは市の西郊外にある錫恵公園へと足を向けた、錫山と恵山の2つの山にまたがる広大な公園である。この錫山からは、約2000年前の周代には多量の錫が採れたので、この地を有錫を称していたのであるが、後漢の時代には掘りつくされて産出しなくなり、無錫と名を変えたのだという。周代には泰伯が都とし、呉の時代には姑蘇城が構えられたという無錫の町は、実にのんびりとしていて、四季折々に美しい花が咲く風光明媚な景勝地としての印象を、筆者は強く感じることができた。錫恵公園内にある恵山寺や東林書院も、数千年いおよぶ古い歴史のにおいを十分に感じさせてくれた。こうした古い遺構を包むようにして、人造湖が横たわっている。緑と太



マルコ・ポーロも絶賛した西湖



東林書院に立つ筆者

湖石をふんだんに用いた修景美は、訪れる者に思わず驚嘆の声をあげさせてしまう。この公園内には10数ヶ処の泉が点在しているが、その中の天下第二泉が特に遺構としては有名である。その昔、陸羽という人物がこの泉を天下第一泉と評定したが、他にすでに天下第一泉と命名したところがあったために、やむをえず第二泉としたというのである。湧き出る水は冷たく澄んでいて、筆者もしばしばその場にたたずんで、三

国時代への思いにひたっていた。天下第二泉からワゴン車で約30分、南の郊外にある太湖へと回ってみた。面積は琵琶湖の3倍とも4倍ともいわれる雄大な湖で、殆ど海といった感じである。湖面には48の小島が浮かび、72峰と称される小山や半島が周辺に連なっている。近くにそびえる鹿頂山の緑が、山頂に建つ3層の塔とともに、太湖の湖面にその美しい姿を映しだしていた。陽が落ち、宿舎へ戻る時間が近づいていた。一日中、精力的に動き回ったためか、ワゴン車の心地良い揺れの中で、筆者はいつしか睡魔におそわれ始めていた。窓を通して、民家の灯りが次第に遠ざかっていくのをぼんやりとみつめながら、3000年も昔の春秋戦国時代から、数多くの歴史のドラマをつくりあげてきた華中地方の、そのエネルギーのすさまじさに、思わず身震いさせられる自分を、筆者は確かな意識としてとらえていた。宿舎のある上海までは、まだまだ時間がかかるようであった。

すぎえ けいじ(埼玉県企画財政部水資源課長)



▲恵山寺

▼天下第二泉



琵琶湖の3倍以上といわれる太湖

告知板

三省協定

公共事業労務費調査（H5.10）結果

主要10職種全国平均伸び率1.87%

公共労務費調査は、公共事業の設計（工事費の積算）等に必要な労務単価を決定することを目的とし、建設省、農林水産省及び運輸省の三省が所管する公共事業に従事した建設労働者に対する賃金の支払い実態等を昭和45年より毎年定期的に調べているものである。ここ4～5年は6月と10月の2回実施している。

本調査の対象となる工事は、三省が所管する直轄事業及び補助事業等のうち調査月に施工中の工事の中から、工事の種類、施工地域のバランス等を考慮して、有効工事数が全国で約13,000件となるように選定している。

調査対象職種は、調査月に調査対象工事に従事した50職種の建設労働者である（表－1参照）。そのうちの主要10職種について公表している。

今回公表した主要10職種調査の結果は、平成5年10月に実施したもので、前年同様（4月10

月）比伸び率は6.11%であるのに対し、前回（5年6月）調査に比べると1.87%と伸び率は大きく低下した。これは労働需給の緩和を反映して低下傾向にあることを示すものであるが、一般の賃金上昇率からみると、なお相対的に高い伸び率を維持している（表－2参照）。

埼玉県の場合を前回調査（5月6月）結果と比較すると、特殊作業員は9.5%、一般運転手は9.3%、大工は9.1%といずれも9ポイント以上の上昇、逆に鉄筋工は8.3%減少し需給に対して明暗を分けている（次頁－関東ブロック都県別調査額一覧表参照）。

なお、今回の調査結果は、4月以降発注の公共工事設計積算に反映することになっている。

表－1 調査対象職種（50職種）

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	たたみ工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	建具工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	ダクト工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	保温工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	建築ブロック工
16	潜かん工	33	型わく工	50	設備機械工
17	潜かん世話役	34	大工		

表－2 全国主要10職種平均調査額

職 種	平均調査額(円)			伸率(%)	
	前年同月 (4年10月) (A)	前 回 (5年6月) (B)	今 回 (5年10月) (C)	対前年 (C-A)/A	対前回 (C-B)/B
01特殊作業員	19,076	20,094	20,495	7.44	2.00
02普通作業員	14,696	15,455	15,784	7.40	2.13
03軽作業員	10,580	11,262	11,569	9.35	2.73
06とび工	20,398	20,800	21,008	2.99	1.00
10鉄筋工	20,396	21,069	21,198	3.93	0.61
14運転手(特殊)	20,381	21,127	21,725	6.59	2.83
15運転手(一般)	18,439	19,022	19,443	5.44	2.21
33型わく工	21,995	22,441	22,644	2.95	0.90
34大 工	20,676	22,192	22,044	6.62	△ 0.67
35左 官	20,128	21,083	21,374	6.19	1.38
10職種平均	17,106	17,817	18,150	6.11	1.87

注) 1. 各職種の平均調査額は、全国の有効標本の基準日額の単純平均である。
2. 調査額は、所定労働時間内・1日8時間当たりの賃金で、臨時の給与

関東ブロック都県別調査額一覧 (主要10職種)
H5.10調査

単位：円

	茨城	栃木	群馬	埼玉	(前回) H5.6	千葉	東京	神奈川	山梨	長野	新潟
特殊 作業員	19,076	21,242	20,013	19,047	18,205	19,030	19,304	20,166	19,992	20,090	22,631
普通 作業員	16,018	17,268	16,091	15,996	16,247	15,623	15,534	16,259	15,508	17,282	17,109
軽作業員	12,923	13,342	11,503	12,133	12,510	11,210	12,767	14,273	10,951	13,074	11,709
とび工	19,187	25,471	18,350	20,331	19,946	21,853	20,711	22,348	19,451	22,025	20,733
鉄筋工	20,426	25,272	18,216	20,506	22,214	19,292	20,840	20,720	19,705	22,851	23,881
運転手 (特殊)	20,506	22,896	20,035	19,553	19,851	21,355	20,868	19,556	19,972	21,431	22,500
運転手 (一般)	17,779	20,812	19,198	18,098	16,899	18,128	17,928	17,428	17,347	19,016	19,974
型わく工	21,824	24,487	22,101	23,994	22,190	21,562	22,859	24,874	20,166	22,378	23,655
大工	—	26,116	30,017	21,193	19,354	26,470	19,308	26,157	18,943	26,138	25,083
左官	18,826	23,378	19,615	21,564	21,568	22,314	24,443	22,927	16,943	21,889	20,237

生涯能力開発給付金制度のあらまし

労働省は、民間企業が従業員の専門的知識、新技術、再就職のために行う教育や研修を計画的に実施（社内研修、社外研修等）する場合に支出する経費の一部を給付金として給付する制度として新しく設けたものである。

この制度の適用は、雇用保険に加入している事業主、また研修等を受ける従業員が被保険者であることが条件であって、対象は、事業主が自ら実施するもの、また、事業主が共同して実施するものいわゆる「社内研修」、他の機関が実施している研修等「社外研修」を受けさせるものが対象となる。

給付金の種類と対象経費

この給付金には、能力開発給付金と自己啓発助成給付金等に分かれ、次頁に掲げた別表のとおり定められている。



○能力開発給付金（従業員に対する教育や研修）

平成6年1月1日現在

給付対象経費	給付額等		
	55歳以上の者に対する配置転換や出向等、専門的知識技能、新技術、再就職円滑化のための職業訓練		
	給付率		1人当たり 限度額等
大企業	中小企業		
① 事業主自ら又は共同して訓練を実施する場合の講師謝金、教材費、会場借上費等	1/3 (1/2)	1/2 (2/3)	7万円
② 他訓練施設等の受講に要する経費（入学料、受講料）	1/2 (2/3)	2/3 (3/4)	10万円
③ 受講期間中の賃金（定められている賃金を減額しない場合で、全一日にわたって業務に就かせない日の分）	1/4 (1/3)	1/3 (1/2)	1日当たり 9,040円 ただし、 150日限度
受講奨励金	④ ①の場合及び②の場合で通信制のときに、事業主が従業員に対し、能力開発を奨励する趣旨で受講日1日当たり590円以上を支給するとき		受講日1日当たり 590円 ただし、150日限度
	⑤ それ以外の場合で事業主が従業員に対し、能力開発を奨励する趣旨で受講日1日当たり860円以上を支給するとき		受講日1日当たり 860円 ただし、150日限度

備考 ※（ ）は、配置転換、出向、別会社への就職のための職業訓練のときの給付率です。

※ 中小企業とは、資本の額若しくは出資の総額が1億円（小売業、飲食店又はサービス業の場合は1,000万円、卸売業の場合は3,000万円）を超えない企業又は常時雇用する従業員が300人（小売業、飲食店又はサービス業の場合は50人、卸売業の場合は100人）を超えないものとする。

》注《

この制度の「受理期間」は、毎年4月1日から6月末日となっていることから平成6年度は期限切れのため、希望の向きは平成7年度に向けて準備されたい。

需給の手順は、当該年度の職業能力開発計画によって、教育・研修を実施し、その修了後に「給付金支給申請書」を県労働部職業能力開発課に提出し、その決定により需給することになります。

問い合わせ

埼玉県労働部職業能力開発課技能振興係
(電話 048-830-4602) へ

中小企業労働時間短縮促進

特別奨励金制度について

標記の制度は、労働基準法に基づく週40時間労働制を実施する計画を有し、当該計画に従って300万円以上の省力化投資（リース可）等、または労働者の新たな雇入れを行い、週所定労働時間を2時間以上短縮した事業主に対して労働省が行う助成制度です。

支給対象

次のすべての事柄に該当する中小企業主（企業全体で常時300人以下の労働者を雇用する事業主）に奨励金が支給されます。

- (1) 労災保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 週40時間労働制の猶予事業場（特例措置の対象事業場を除く）の事業主であること。建設業はこの事業場に該当します。
- (3) 労働基準法による週40時間労働制が適用される前に週40時間制にすること及び、このために次のイ又はロの措置を講ずることを内容とする労働時間短縮計画を有すること。

イ 300万円以上の省力化投資を行うこと。

省力化投資とは、①省力化のための機器の設置・整備への投資のほか、②労働時間短縮に資する業務の遂行方法の見直しや従業員の能力向上のために行う経費であって、企業外の専門家、専門機関を利用して行うもの（例えば、外部コンサルタントの利用費用、教育訓練のための研修の受講料等）をいいます。

ロ 新たに一人以上の常用労働者（短時間労働者の場合は、規模30人以下の事業場では一人以上、31人以上の場合は二人以上）の雇入れを行うこと。

- (4) (3)の労働時間短縮計画に従って300万円以上の省力化投資等又は労働者の新たな雇

入れを行うとともに、週所定労働時間を2時間以上短縮した事業主であること。

- (5) 週の所定労働時間を2時間以上短縮したことについて就業規則等の変更を行うこと。

支給手続き

次の(1)～(3)の手続きを行うことが必要

- (1) 「労働時間短縮計画認定申請書」（様式第1号） 法人登記簿謄本（事業主が法人の場合に限る）等の書類を添付して労働時間短縮支援センターに提出して、事前に計画の認定を受けて下さい。
- (2) 「省力化投資等完了報告書」（様式第5号の2） 省力化等の措置又は雇入れ措置が完了したら、遅滞なくセンターに提出して下さい。
- (3) 「中小企業労働時間短縮促進特別奨励金支給申請書（様式第6号） 就業規則等を変更し、週所定労働時間を2時間以上短縮したら、30日以内にセンターに提出して下さい。

詳細については、(社)全基連埼玉県支部（浦和市岸町4-26-14、日刊工業会館四階・電話048-822-3466）へお尋ね下さい。



古寺社探訪(11)

秩父札所めぐり その2

第五番 小川山語歌堂

- ・本尊 准胝観音(じゅんていかんのん)
- ・所在 秩父郡横瀬町下郷6086



この語歌堂は、隣地にある長興寺の境外仏堂となっており、臨済宗南禅寺派に属す。このお堂は「道端の観音様」として親しまれており以前古堂という地にあったが、その後長興寺の境内に移され、さらに享保年間(1716～)に現在地に移された。

創建は定かではなく寺伝によると創立者は本間孫八という人、孫八は和歌をたしなむ風流人、ある夜旅人が訪づれてきて孫八と徹宵して和歌について語り合った。ところで夜明け前に件の旅人の姿は消えていた。これは観音菩薩の化身であると想い以後この堂を語歌堂と呼ぶようになったとの言い伝えがある。

現在のお堂は江戸後期に造られたもので、前一間が吹き抜けになっており、正面には文化5年と記した「語歌寺」の扁額が掲げられている。この堂の特色は扇垂木を使用した点で、この垂

木は堂の各面の中心から左右へ等間等角度に垂木を振り分けているところに技法の冴が見られる。

本尊は、珍しく准胝観音(千手、馬頭、十一面、如意輪など33観音のひとつ)であって江戸時代の作、脇侍の像は旧本尊に擬せられる一木作りの高さ1尺の像で、一部欠落しているが、鎌倉時代の作である。

納経所は近くの長興寺にある。

- ・交通は西武秩父駅より定峰行三沢經由皆野行バス、語歌橋下車5分、四番札所金昌寺より徒歩20分。

第六番 向陽山ト雲寺

- ・本尊 聖観音
- ・所在 秩父郡横瀬町苅米1430

この寺は、通称「荻の堂」と呼ばれ曹洞宗、武甲山を真南に望み、横瀬のまち並みを眼下に眺めのよい南傾斜地の小さな流れを前にして建っている。門前に「日本百番霊場秩父補陀所第六番荻野堂」と誌す石標はあまりにも立派。

寺の縁起によると、この寺の本尊は始め武甲山の蔵王権現に安置されていたが、その後とが池に安置された。とが池は荻が繁っており旅の僧が好んでたびたび訪れていた。ある日、この修行僧が「初秋に風吹き結ぶ荻の堂、宿借りの世の夢ぞ覚めける」と唱う声を聞いた。これはこの寺の御詠歌であったことからこの僧が「荻の堂」と名づけたといわれる。

本堂は、間口6間、奥行4間の堂と庫裡とが作り込みの古い建物。寺はもと山号を向陽山とあったが、いつの間にか向陽山に改められた。堂は宝暦10年(1761)に再移転のものであるが、現在のものは明治9年の火災により焼失、その後の再建である。

堂に立って見上げる武甲山の姿はすばらしく、



札所中の絶景と。寺宝の「萩の堂縁起」1巻は天明元年（1780）作の美事な紙本絵巻で一見に与える。

- ・交通 西武秩父駅より正丸、松枝方面バス横瀬橋下車徒歩15分、第五番語歌堂より徒歩50分。

第七番 青苔山法長寺

- ・本尊 十一面観音
- ・所在 秩父郡横瀬町苅米1508

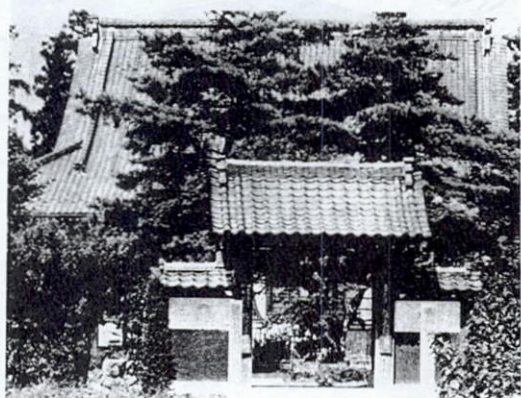
この寺は、通称「牛伏堂」と呼ばれ、県道に架かる横瀬橋の北側、なだらかな坂を登り参道入口には「法長禅寺不許葦酒入山門」と筆太く刻んだ石標が目につく、約100mほどして山門がある。山門は瓦葺四脚作り、正面上に青苔山の額をかかげ、いわくがあるのかその両袖に菊の紋章がついている。

本堂は、間口10間、奥行8間の堂々たる構え、瓦葺入母屋造りの屋根並みが美しい。この建物は江戸時代の化学者平賀源内の原図によって建てられたといい、内には四国88ヵ所第86番補陀落山志度寺の縁起を描いた彫刻が欄間にはめられている。

縁起によると、観音堂はもと別棟であったが天明2年火災に遇い、以後この本堂内に本尊を安置するようになった。本尊は十一面観音菩薩

で江戸時代の作。像の高さは1尺2寸ほどの立像である。

通称「牛伏堂」の名の起りは、昔牧童がこの辺で草を刈っていた折、一匹の牛がどこからともなく来て、地に伏して動かなくなりしかたなく牧童も一緒に夜を明かしたところ、早暁一人の僧が草の中から現れ「われは観音の化身である。ここに草庵を結べば必ずこの世の罪障を消滅させよう」といった。そこで草の中を探すと1体の十一面観音像ちがあったので、お堂を作り安置したことに由来すると、村名横瀬（横背）、苅米（刈込む）の地名もともにこの牛の由来にちなんだものだといわれている。この寺は秩父札所屈指の大迦藍であり、上述の欄間彫刻志度寺縁起で、藤原不比等らが苦心して宝石を



探す図で、見事なものである。

- ・交通は六番札所と同系統のバス下車徒歩15分。



建産連だより

— 会員団体の動静 —

平成6年度北欧電設事情視察研修の実施

(社)埼玉県電業協会

当協会の海外視察研修については、1昨年の南ヨーロッパの視察に引き続いて、平成6年度は、北欧地区に岡村名誉会長を団長とする視察研修団(総勢30人)を編成し、ドイツ・ノルウェー・デンマーク・アイスランドの各国を訪問し、とりわけ東西に統一されたドイツ及びアイスランドの電設団体を訪れ、業界の共通問題について、懇談や各国主要都市の建築物の電気設備等を見学研修します。

特に、アイスランドにおいては、土屋埼玉県知事の親書を託されて、政府を親善訪問し、大統領に謁見するなど国際交流を積極的に行うこととしております。

- 1 視察期間 平成6年6月14日(火)～6月25日(土)：10泊12日間
- 2 主な視察箇所等 ベルリン電設業界・アイスランド電設業界等との懇談、アイスランド・ヴィグディ大統領謁見等
ベルリン・オスロ・ベルゲン市内、フィヨルド地方、コペンハーゲン市内等、レイキャビク市内、アイスランド近郊、グリーンランド等の建築物の電気設備等見学研修

平成5年度野外研修会

「ぐんまフラワーパーク」を視察

(社)埼玉県造園業協会

新緑色の季節、5月24日群馬県宮城村に平成4年4月23日県民が花と緑とのふれあいを通して自然に親しみ、快適に憩える花と緑の公園として開園した同所を視察した。

園内は、中央エリア、四季のエリア・いこいのエリアに別れて、それぞれに工夫をこらし、花と緑の中で自由に遊べる幾つもの施設を備えていた。

約18.4haの面積の中、植栽面積は約100,000㎡、高中木約6,500本、低木約134,000本、地被類約50,000㎡、植替花壇面積約6,000㎡と伺った。

今頃は四季のエリアの日本庭園を中心に約6千株のしょうぶ園が花開き、又約500株のあじさいが見頃であろう。

開園時の入園者は89万1千人で年間入園者は百万人を目標にしているとのことである。初夏を思わせる様な日ではあったが、参加者37名は赤城山麓の花の中でのんびりとした一日を過ごされたと思う。

第一種電気工事士定期講習会の予告

埼玉県電気工事工業組合

講習会場 埼玉県電気工事工業会館(大宮市宮原町1-39)

講習日 8月3日、10日、24日、31日

(予定) 9月13日、21日

10月6日、12日、27日

11月9日、16日、22日

12月7日、14日

(注)住所や勤め先等に変更がありましたら早めにご連絡ください。

①電気工事工業組合に所属の方は組合へ

②その他の方は(株)電気工事技術講習センターへ
(TEL.03-3435-0897)

発想の転換

埼玉県下水道施設維持管理協会

今規制緩和が問題になっており、大胆な規制緩和が必要と認められる。

抵抗するのは殆んど官僚といわれる。近視眼的に見るのではなく、世界経済に共通する価格体制が求められて、指点を基準とすることが必要であろう。

韓国、中国、フィリッピン、台湾の急成長は、日本をしのぐ、追い越すことになる。

保護改革だけでなく、健全な競争原理が働く仕組みを考えることである。

少々、私達の立場からは、①週休2日制への移行、②年功序列賃金からの移行、③安全、環境、健康の確保、④公共優先の原則的立場、⑤老後、年金、医療への認識の対応などが挙げられるが、全体の景気の回復が必要である。職員、幹部が共々発想の転換を図り、質的向上、技術の研さんを休むことなく進めることである。資源のない日本、発展は能力である。

平成6年度定時総会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当埼玉県支部はさる5月17日(火)、大宮ラフォーレ清水園において平成6年度定時総会を開催しました。平成5年度事業報告、収支決算報告、監査報告及び平成6年度事業計画案、収支予算案をはかり全会一致で原案通り決定致しました。

なお、本年度は役員改選があり次の通り選出された。

県支部長	横田 充穂
理事 総務委員長	神戸 俊夫

〃 総務委員	川島 英二
〃 財務委員長	岡田 義幸
〃 財務委員	松近 淳一
〃 業務委員長	小山 伸次
〃 業務委員	井上 保
会計監査	森田 十五郎

オーナー・実務者合同研修会開く

埼玉県内装仕上工事業協同組合

当組合は、6月16日17日の2日間栃木県鬼怒川において経営者と直接担当者、並びに関連メーカーによる研修会と親睦ゴルフコンペを開催致しました。

研修内容については、51名の方が参加して頂き、関連メーカー18社による会社紹介、製品説明、これからの方針など約3分間のPRタイムを設けました。各代表者は3分間という長いようで短い時間内に自社説明を懸命にPR致しました。

また第2部として講師に落語家で真打ちの柳家さん八師匠を招いての講演会で話題もスポーツに始まり政治・経済そして師匠の身近な出来事など盛りだくさんの話を講演して頂きました。

第3部懇親会では夜遅くまで飲み食べ大いに語り合い、翌日の親睦ゴルフコンペでは32名の方が参加され梅雨の間の好天にも恵まれて楽しくあり、大変有意義な二日間の研修会を行う事ができました。

実績報告

(財)埼玉県建築住宅安全協会

平成5年度の定期報告書受付件数は、別表のとおりとなりました。

対 象 別 用途・機種別	埼玉県	川口市	浦和市	大宮市	川越市	所沢市	越谷市	上尾市	合 計
特殊建築物(1)	255	20	8	23	26	25	10	11	378
学 校	48	4	0	0	7	11	2	4	76
病 院	59	5	3	7	11	5	2	4	96
劇 場 等	0	2	0	3	0	3	0	0	8
公会堂等	64	0	1	2	0	2	0	0	69
百貨店等	44	6	3	6	5	1	4	2	71
公衆浴場	0	3	0	0	0	0	0	0	3
ホテル等	40	0	1	5	3	3	2	1	55
建築設備(2)	337	26	20	30	30	22	21	8	494
換気設備	330	26	19	28	29	21	21	7	481
排煙設備	111	11	10	10	8	9	6	5	170
非常用照明	335	26	20	30	30	22	21	8	492
(小 計)	776	63	49	68	67	52	48	20	1,143
昇降機等(3)	8,076	1,334	1,369	1,444	784	786	560	309	14,662
エレベーター	5,528	1,096	1,150	1,082	537	502	468	213	10,576
エスカレーター	680	154	96	219	136	133	33	45	1,496
電動ダムウェーター	1,792	82	122	142	102	109	59	51	2,459
遊 戯 施 設	76	2	1	1	9	42	0	0	131
合 計 (1) + (2) + (3)	8,668	1,380	1,397	1,497	840	833	591	328	15,534

連合会日誌

- 4月15日 見学会
研修指導・経営合理化委員会事業の一環として宇宙開発事業団地球観測センター、埼玉県平和資料館の見学を行った
- 4月21日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議（財建設業振興基金会議室）に齋藤会長等出席
- 4月22日 監事による監査
平成5年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月27日 広報委員会
建産連ニュース第60号の発行、第61号の編集案、平成6年度広報・啓発事業について協議
- 5月16日 正副会長会議
理事会付議事項について事前協議
理事会
平成6年度通常総会次第、総会付議議案総会招待者等について協議
- 5月17日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会（建産連会館センター）に齋藤会長出席
- 5月18日 (社)全国建設産業団体連合会理事会（東海大学校友会館）に齋藤会長等出席
- 5月20日 (社)埼玉県測量設計業協会通常総会（埼玉建産連会館センター）に齋藤会長出席
埼玉県電気工事工業組合通常総会（上尾東武サロン）に金井常務理事出席
- 5月23日 埼玉県総合建設業協同組合通常総会（建産連会館センター）に齋藤会長出席
- 5月26日 (社)埼玉県電業協会通常総会（建産連会館センター）に齋藤会長出席
- 5月27日 (財)埼玉県建築住宅安全協会理事会（建産連会館センター）に金井常務理事出席
- 5月30日 建設産業構造改善推進週間記念フォーラム（有楽町・朝日ホール）に金井常務理事出席
- 6月3日 建設産業構造改善推進の集い（埼玉教育会館）に齋藤会長等出席
- 6月6日 通常総会
平成6年度（第15回）通常総会を埼玉建産連会館センターで開催。平成5年度事業報告、同年度一般、特別両会計収支決算、平成6年度事業計画及び同年度一般、特別両会計収支予算並びに役員を選任についてそれぞれ議決、承認した
- 6月13日 埼玉県建設産業構造改善推進協議会（経済連高砂ビル）に齋藤会長等出席
- 6月16日 (社)全国建設産業団体連合会通常総会に齋藤会長等が出席。平成5年度事業報告、同年度収支予算、平成6年度事業計画、同年度収支予算、役員を選任等について議決、承認した
- 6月21日 さいたま新都心促進協議会総会（東武ホテル）に齋藤会長出席
- 6月30日 正副会長会議
理事会付議事項について事前協議
理事会
委員会の委員構成等について協議

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成6年7月15日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 菊池平三郎	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(864)7361
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道雄	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銑二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 清水 義夫	浦和市宿 285-2	338	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町 492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 渡辺健治郎	浦和市高砂 3-10-4	〃	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中島三枝司	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(838)5636

建産連ニュース 第61号

平成6年7月15日発行

発行

社団法人
埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

株式会社 みづほ

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月